

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成27年11月12日
【会社名】	アクサスホールディングス株式会社
【英訳名】	AXAS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久岡 卓司
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市山城西四丁目2番地
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社雑貨屋ブルドッグ 取締役執行役員 経営企画室 細見 克行 アクサス株式会社 経営管理本部経理部 早川 祐貴
【最寄りの連絡場所】	株式会社雑貨屋ブルドッグ 大阪府大阪市中央区南本町一丁目3番15号アクサスボンベイビル202 アクサス株式会社 徳島県徳島市山城西四丁目2番地
【電話番号】	株式会社雑貨屋ブルドッグ 06(6260)5505 アクサス株式会社 088(652)5555
【事務連絡者氏名】	株式会社雑貨屋ブルドッグ 取締役執行役員 経営企画室 細見 克行 アクサス株式会社 経営管理本部経理部 早川 祐貴
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	1,498,845,918円 (注)本届出書提出日において未確定であるため、株式会社雑貨屋ブルドッグ(以下「雑貨屋ブルドッグ」といいます。)及びアクサス株式会社(以下「アクサス」といいます。)の直近決算日である平成27年8月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	32,258,453株 (注)1,2,3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注)4

- (注) 1 普通株式は、平成27年10月15日に開催された雑貨屋ブルドッグの取締役会の決議（株式移転計画作成及び統合契約締結の承認並びに株主総会への付議）及び平成27年10月15日に行われたアクサスの取締役決定（株式移転計画作成）並びに平成27年11月27日に各々開催予定の雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの各定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。
- 2 雑貨屋ブルドッグの発行済株式総数10,260,500株（平成27年8月末時点）、アクサスの発行済株式総数2,000,000株（平成27年8月末時点）を前提として、下記「2 募集の方法、（注）1」に記載の株式移転比率を加味して算出しております。ただし、雑貨屋ブルドッグは、本株式移転の効力発生までに、雑貨屋ブルドッグが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成27年8月末時点で雑貨屋ブルドッグが有する自己株式（2,047株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 3 雑貨屋ブルドッグ及びアクサスは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称 株式会社 証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転によることとします。（注）1,2,3

- (注) 1 本株式移転に際しては、本株式移転の効力が発生する直前時における雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの株主に、雑貨屋ブルドッグの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、アクサスの普通株式1株に対して、当社の普通株式11株を、それぞれ割当て交付いたします。
各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの平成27年8月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は1,498,845,918円であり、発行価額の総額のうち50,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の当社の普通株式について、東京証券取引所へ上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第73号、第216条の9）により平成28年3月1日よりJASDAQ市場に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります（同規程施行規則第229条の16、第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。
- 3 本株式移転の組織再編成交付手続における募集価額の総額については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に定めるところによる株主資本等変動額、引き継ぐ株主資本等、又は株主資本等の総額と致します。
なお、当社の資本金及び資本準備金の合計額は100百万円であり、募集価額以下の金額となっております。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1募集要項、2募集の方法、(注)2」記載のテクニカル上場の方法により、JASDAQ市場への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

アクサスと雑貨屋ブルドッグは平成25年4月15日付で資本業務提携を締結し、商品の相互供給、物流拠点の相互活用、店舗出店、人材交流、FC店舗の出店の検討を開始し、両社の相互協力体制となりました。しかし、雑貨屋ブルドッグにおいて、不適切な会計処理の発覚により平成24年8月期から既に赤字転落しており、事業全体が急激に悪化していることが明らかになりました。その後、アクサスと雑貨屋ブルドッグが協力しながら、雑貨屋ブルドッグの在庫過多の是正、積極的な業態転換、業績改善が見込めない不採算店舗の撤退、マーチャндаイジングの刷新等の並行実施を図りましたが、一度離れた顧客を呼び戻すには至らず、現在の営業店舗数は10店舗を切る状況となっております。

アクサスも出来る限り尽力致しましたが、平成27年8月期において雑貨屋ブルドッグが債務超過となり、雑貨屋ブルドッグ単体では今後も債務超過の解消は難しく上場の維持が困難な状態となっております。

アクサスは、今後事業拡大を行っていくにあたり、FC店舗の維持や、収益事業化を重要なものと位置づけ、引き続き支援を行っていくものでございます。

雑貨屋ブルドッグは、アクサスが持つ一元化された様々なノウハウを活用するための人員配置及び交流、お客様のニーズにより一層適合した商品供給ネットワークのフル活用、販売管理・財務及び管理会計等の情報システム相互利用、及び間接部門業務の共有化等により管理コストの抜本的な削減が実施可能となるものと考えます。

アクサス及び雑貨屋ブルドッグが、当社の下で一体となることで、企業価値を最大化させ、当社を含むグループ企業としての更なる発展が可能であると考えております。

2. 提出会社（共同持株会社）の概要及び組織再編成対象会社と提出会社との関係

提出会社（共同持株会社）の概要

（1）提出会社（共同持株会社）の概要

(1) 商号	アクサスホールディングス株式会社 (英文名 : AXAS HOLDINGS CO., LTD.)		
(2) 事業内容	化粧品、生活雑貨、スポーツギア、アウトドアギア、酒類等の小売及び酒類、化粧品、ファッション雑貨等の輸入卸等を行う子会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等		
(3) 本店所在地	徳島県徳島市山城西四丁目2番地		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長	久岡 卓司	現：株式会社雑貨屋ブルドッグ 代表取締役社長 アクサス株式会社 代表取締役社長 ACサポート株式会社 代表取締役社長 ACリアルエステート株式会社 代表取締役社長
	取締役 (経営管理担当)	細見 克行	現：株式会社雑貨屋ブルドッグ 取締役
	取締役 (システム担当)	鎌田 雅人	現：株式会社雑貨屋ブルドッグ 取締役 アクサス株式会社 システム部部长
	取締役 (社外)	大西 雅也	現：株式会社雑貨屋ブルドッグ 監査役 (社外) 大西雅也公認会計士・税理士事務所 所長 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 株式会社ベクトルワン 取締役 (社外) サンキン株式会社 監査役 (社外) 不二印刷株式会社 監査役 (社外)
	常勤監査役	福井 章二	現：アクサス株式会社 総務部部长
	監査役 (社外)	松村 秀雄	現：アクサス株式会社 顧問
	監査役 (社外)	堀本 昌義	現：株式会社雑貨屋ブルドッグ 監査役 (社外)
(5) 資本金	50百万円		
(6) 純資産 (連結)	現時点では確定しておりません。		
(7) 総資産 (連結)	現時点では確定しておりません。		
(8) 決算期	8月31日		

(注) 1 本届出書提出日時点（平成27年11月12日）における子会社役員との兼職関係

当社の代表取締役社長を予定する久岡卓司氏は子会社であるアクサス及び雑貨屋ブルドッグの代表取締役に就任しております。当社の取締役を予定する細見克行氏及び鎌田雅人氏は雑貨屋ブルドッグの取締役に就任しております。当社の監査役（社外）を予定する大西雅也氏及び堀本昌義氏は雑貨屋ブルドッグの監査役（社外）に就任致しております。

(2) 提出会社の組織再編成対象会社の概要

当社株式移転完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの状況は以下のとおりであります。

雑貨屋ブルドッグ及びアクサスは、各社株主総会による承認を前提として、平成28年3月1日（予定）を期して、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

当社の株式移転完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの最近事業年度末（平成27年8月31日）時点の状況については、以下のとおりであります。

なお、当社の代表取締役である久岡卓司氏は、アクサスの役員を引き続き兼職する予定であります。当社の取締役である細見克行氏は雑貨屋ブルドッグの役員を引き続き兼職する予定であります。

(1) 名称	株式会社雑貨屋ブルドッグ	アクサス株式会社
(2) 所在地	静岡県浜松市中区鴨江二丁目57番28号	徳島県徳島市山城西四丁目2番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 久岡 卓司	代表取締役 久岡 卓司
(4) 事業内容	ファッション雑貨のトータル販売	化粧品、生活雑貨、スポーツギア、アウトドアギア、酒類等の小売及び酒類、化粧品等の輸入卸
(5) 資本金	2,066百万円	900百万円
(6) 設立年月日	昭和51年10月8日	平成18年4月3日
(7) 発行済株式数	10,260,500株（自己株式含む）	2,000,000株
(8) 決算期	8月	8月
(9) 従業員数	（単体）30名	（単体）181名
(10) 主要取引先	アクサス株式会社 スケーター株式会社 株式会社ドウシヤ	株式会社Paltac 美津濃株式会社 株式会社萬梅林堂
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社静岡銀行	株式会社阿波銀行 株式会社四国銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	アクサス株式会社（32.1%） 松本 博行（4.7%） 日本証券金融株式会社（3.0%） 須田 忠雄（2.9%） 株式会社SBI証券（2.2%）	久岡 卓司（100.0%）
(13) 当事会社間の関係		
資本関係	アクサスは雑貨屋ブルドッグの株式3,298,000株（平成27年8月31日現在の発行済株式総数に対する割合：32.14%）を保有しております。	
人的関係	アクサスの代表取締役と雑貨屋ブルドッグの代表取締役は兼職であり、他雑貨屋ブルドッグ取締役2名がアクサスの使用人を兼職しております。平成27年11月12日現在、雑貨屋ブルドッグは上記役員以外にアクサスより4名の出向者を受け入れております。	
取引関係	アクサス株式会社と雑貨屋ブルドッグの間には、商品の仕入等の取引関係があります。アクサスは雑貨屋ブルドッグに経営指導の用役提供をしており、雑貨屋ブルドッグが経営指導料を支払っております。	

2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

雑貨屋ブルドッグ及びアクサスは、それぞれの定時株主総会による承認を条件として、平成28年3月1日（予定）をもって、当社を完全親会社とし、雑貨屋ブルドッグ及びアクサスを完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、平成27年10月15日に共同で作成いたしました。

また、雑貨屋ブルドッグ及びアクサスは、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することにつき合意する経営統合契約（以下「本統合契約」といいます。）を締結しております。

本株式移転計画及び本統合契約に基づき、雑貨屋ブルドッグの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、アクサスの普通株式1株に対して当社の普通株式11株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、平成27年11月27日に各々開催予定の雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの各定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。)

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

アクサス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社雑貨屋ブルドッグ（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下に定めるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「アクサスホールディングス株式会社」とし、英文では「AXAS HOLDINGS CO.,LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は徳島県徳島市とし、本店の所在場所は徳島県徳島市山城西四丁目2番地とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は以下に定めるとおりとする。

取締役 久岡 卓司

取締役 細見 克行

取締役 鎌田 雅人

社外取締役 大西 雅也

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役 福井 章二

社外監査役 松村 秀雄

社外監査役 堀本 昌義

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

京都監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している株式数の合計に11を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の株式（以下「交付株式」という。）を交付する。

2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対して、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

(1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の株式1株に対して新会社の株式11株

(2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の株式1株に対して新会社の株式1株

3. 前二項の計算において、甲又は乙の株主に対して交付しなければならない新会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社設立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 50,000,000円
- (2) 資本準備金の額 50,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、平成28年3月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲及び乙は、それぞれ、平成27年11月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、前項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手續を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第10条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行う。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な国内外の関係法令に定められた関係官庁の承認が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月15日

甲：徳島県徳島市山城西四丁目2番地
アクサ株式会社
代表取締役社長 久岡 卓司

乙：静岡県浜松市中区鴨江二丁目57番28号
株式会社雑貨屋ブルドッグ
代表取締役社長 久岡 卓司

(別紙)

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、アクサスホールディングス株式会社と称し、英文では、AXAS HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することならびにこれに付帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、医療用具の販売ならびに薬局の経営
- (2) 青果物、乾物、缶詰、菓子、酒類、清涼飲料水、その他食品の販売および輸入
- (3) 家具調度品、インテリア用品、事務用機器および書籍の輸入並びに販売
- (4) スポーツ用品、釣用品、健康器具、楽器、玩具および娯楽用品の販売
- (5) 貴金属、宝石、美術工芸品、時計、メガネ、写真機および写真機材の販売
- (6) 化粧品、化粧品の製造および輸入並びに販売
- (7) 家庭用電気製品、電材資材、石油器具、ガス器具および同部品ならびに付属品の販売
- (8) 台所用品、日用雑貨品、衣料品、履物、カバン、袋物、雨具および寝装具の販売
- (9) 大工道具、各種度・量・衡機械器具、金物、塗料、木材および住宅関連商品の販売
- (10) 園芸用植物、園芸用品、肥料、農薬、毒劇物、愛玩動物、ペット用品および動物用医薬品の販売
- (11) 自動二輪車の販売および修理業
- (12) 自動車用品、自動車部品、オイル、自転車用付属品、自動車および石油製品の販売
- (13) 電気通信機器の販売およびその取次店・代理店業
- (14) 花木の栽培および販売ならびに果樹園の経営
- (15) 米穀、塩、たばこ、切手、印紙および宝くじの販売
- (16) 不動産の販売、賃貸および管理ならびに駐車場の経営
- (17) 土木建築工事の設計、監理および施工
- (18) 店舗の企画および設計
- (19) スポーツ教室および文化教室の経営
- (20) 貨物取扱事業、旅行斡旋業および金融業の経営
- (21) 乗車船券およびクーポン券ならびに映画、演劇および催物等の入場券の受託販売
- (22) 食堂、喫茶店、レストラン等の飲食店の経営
- (23) 企業に対する経営診断、総合指導及び業務受託
- (24) 前各号の業務を営む事業者を加盟店とする連鎖組織の運営および加盟店の指導育成
- (25) 前各号に付帯関連する一切の事業

2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を徳島県徳島市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 当会社の定時株主総会は毎年11月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

（招集権者および議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第19条 取締役は、株主総会において選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

（選任方法）

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同項に規定する監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

（事業年度）

第38条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金配当の基準日）

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 剰余金の配当には利息を付さない。

附 則

（最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成28年8月31日までとする。

（最初の取締役会および監査役の報酬等）

第2条 第26条および第34条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役および監査役の報酬等の額は、取締役につき総額金100,000,000円以内とし、監査役につき総額金30,000,000円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	雑貨屋ブルドッグ	アクセス
本株式移転に係る割当ての内容	1	11

(注) 1 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

雑貨屋ブルドッグの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、アクセスの普通株式1株に対して当社の普通株式11株を割当て交付いたします。なお、単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる条件に重大な変更が生じた場合は、雑貨屋ブルドッグ及びアクセスで協議の上、変更することがあります。

2 当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）

普通株式32,258,453株

上記は、雑貨屋ブルドッグの平成27年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数（10,260,500株）、アクセスの平成27年8月31日時点における普通株式の発行済株式総数（2,000,000株）を前提として、(注)1に記載の株式移転比率を加味して算出しております。ただし、雑貨屋ブルドッグは、本株式移転の効力発生までに、雑貨屋ブルドッグが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成27年8月末時点で雑貨屋ブルドッグが有する自己株式（2,047株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

3 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

2．株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式移転に用いられる株式移転比率の合意にあたって公正性を期すため、雑貨屋ブルドッグは山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）に株式移転比率の算定を依頼し、アクセスはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に、それぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

山田FASは、雑貨屋ブルドッグについては市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行い、非上場会社であるアクセスについては比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更にアクセスの将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュ・フロー（以下、「DCF」といいます。）法を採用して株式移転比率の算定を行いました。

なお、雑貨屋ブルドッグについては、平成27年8月期から平成30年8月期の4ヶ年の損益計画における各期の予想営業利益が平成27年8月期及び平成28年8月期はマイナス、平成29年8月期は5百万円、平成30年8月期は3百万円であり、また、平成27年8月期第3四半期末時点における借入金残高が1,684百万円であること、加えて、雑貨屋ブルドッグにおいては継続企業の前提に関して重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していることからDCF法を採用することは適切でない判断し、採用しておりません。さらに、雑貨屋ブルドッグについては、平成27年8月期及び平成28年8月期の予想利益において損失が見込まれること、加えて、平成27年8月期末時点において債務超過となる見込みであることから、類似会社比較法を採用しないこととしております。

山田FASは、雑貨屋ブルドッグの市場株価法による算定において、直近6ヶ月における雑貨屋ブルドッグ普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成27年10月13日を基準日として、雑貨屋ブルドッグ普通株式の基準日終値49円、直近1ヶ月の株価終値単純平均値47円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の株価終値単純平均値55円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の株価終値単純平均値67円（小数点以下四捨五入）を基に、雑貨屋ブルドッグ普通株式の1株当たりの価値の範囲を47円から67円までと算定し株式移転比率を算定しました。

山田FASは、アクセスの類似会社比較法による算定において、アクセスの主要事業である生活雑貨店事業・ドラッグストア事業・酒類卸事業を営んでいる国内上場会社のうち、アクセスの事業モデルの類似性を基準とし、

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション、株式会社イデアインターナショナル、株式会社パスポート、藤久株式会社、株式会社カワチ薬品、ゲンキー株式会社、株式会社サッポロドラッグストア、株式会社キリン堂ホールディングス、株式会社薬王堂、株式会社トークン、ユアサ・フナシヨク株式会社及びヤマエ久野株式会社の計12社を類似会社として抽出した上、PER倍率及びPBR倍率を用いて分析を行い、アクサ普通株式の1株当たりの価値の範囲を867円から907円までと算定し株式移転比率を算定しました。

山田FASは、アクサスのDCF法による算定において、平成27年9月末日を基準日として、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成27年8月期（6ヶ月）から平成30年8月期までのアクサスの財務予測に基づき、アクサスが平成27年8月期第3四半期以降に生み出すフリー・キャッシュ・フローを、一定の幅を持たせた割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を559円から1,000円までと算定し株式移転比率を算定しました。割引率は、4.36%から4.82%を採用しており、継続価値の算定にあたって、事業は永久に継続するものと仮定することが一般的であるものの（継続企業の前提）、利益計画を未来永劫まで作成することはできない為、永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。なお、山田FASがDCF法による分析の基礎とするためにアクサスから受領した将来の利益計画には、各事業年度において前年度比で大幅な増益を見込んでおります。これは、各事業年度で各業態による新規出店の継続、また、不採算店舗の撤退等によるものです。また、アクサスの利益計画は本株式移転の実施を前提としたものではありません。

DCF法の算定の前提としたアクサスの財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成27年 8月期 (6ヶ月)	平成28年 8月期	平成29年 8月期	平成30年 8月期
売上高	6,641	14,561	15,717	16,800
営業利益	176	339	468	602
EBITDA	289	586	745	895
フリー・キャッシュ・フロー	1,158	491	474	663

平成27年8月期（6ヶ月）のフリー・キャッシュ・フローには平成27年3月に実施した第三者割当増資による資金調達額800百万円を考慮しております。

以上より、山田FASから雑貨屋ブルドッグが取得した株式移転比率の算定結果においては、雑貨屋ブルドッグの1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、市場株価法で47円から67円、アクサスの1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、類似会社比較法では、867円から907円、DCF法で559円から1,000円と算定しております。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の評価レンジはそれぞれ以下のとおりであります。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、雑貨屋ブルドッグの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、アクサスの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式数の評価レンジを記載したものであります。

採用手法		株式移転比率の算定レンジ
雑貨屋ブルドッグ	アクサス	
市場株価法	類似会社比較法	12.940～19.298
市場株価法	DCF法	8.343～21.277

山田FASは、株式移転比率の算定に際して、雑貨屋ブルドッグ及びアクサスから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により算定の時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。

なお、山田FASが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。雑貨屋ブルドッグは、山田FASより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、山田FASによる上記算定結果の合理性を確認しております。

みずほ証券は、雑貨屋ブルドッグについて、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行いました。加えて、アクサスには比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更にアクサスの将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からDCF法を採用して株式移転比率の算定を行いました。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の評価レンジはそれぞれ以下のとおりです。なお、雑貨屋ブルドッグの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、アクサの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式数の評価レンジは以下のとおりです。

採用手法		株式移転比率の算定レンジ
雑貨屋ブルドッグ	アクサ	
市場株価基準法	類似会社比較法	32.612～49.064
市場株価基準法	DCF法	8.582～30.809

みずほ証券がDCF法による分析の基礎とするためにアクサから受領した将来の利益計画には、各事業年度において前年度比で大幅な増益を見込んでいます。これは、各事業年度で各業態による新規出店の継続、また、不採算店舗の撤退等によるものです。また、アクサの利益計画は本株式移転の実施を前提としたものではありません。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、雑貨屋ブルドッグ及びアクサから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年10月14日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としています。

なお、みずほ証券が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転における株式移転比率の公正性について意見を表明するものではありません。

アクサは、みずほ証券より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

(2)算定の経緯

上記の通り雑貨屋ブルドッグは、本株式移転における株式移転比率の公正性与其他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関として山田FASを、法務アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を選定しました。一方、アクサは、本株式移転における株式移転比率の公正性与其他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関としてみずほ証券株式会社を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定しました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼しました。また、雑貨屋ブルドッグは、山田FASへの依頼に先立ち、本株式移転に重大な影響をおよぼす可能性のある法的問題点の有無を調査するためにアクサに対する法務デュー・デリジェンスを実施しましたが、当該法務デュー・デリジェンスの結果、本株式移転の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある重大な法的問題点は発見されませんでした（なお新規上場にあたっては、有価証券上場規程第604条の2第1項第3号の規定により適用される同規程第601条第1項第9号bに定める「上場会社が実質的な存続会社でない」と取引所が認める場合」に該当するため、当該株式上場について本株式交換の効力発生日をもって「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入ることが見込まれ、本株式移転の効力発生日の属する事業年度の末日から3年を経過する日（平成31年8月31日）までに共同持株会社株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります（東京証券取引所の実質的存続性審査）。しかしながら、3年間の猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には、共同持株会社株式は上場廃止となる可能性があります。当該法務デュー・デリジェンスにおいては、上記の東京証券取引所の実質的存続性審査の見通しに係る調査は行っていません。）。

(3)算定機関との関係

雑貨屋ブルドッグの算定機関である山田FAS、アクサの算定機関であるみずほ証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

(4) 公正性を担保するための措置

雑貨屋ブルドッグ（雑貨屋ブルドッグの取締役会）は、雑貨屋ブルドッグ及びアクサから独立性を有し、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として届け出ている雑貨屋ブルドッグ社外取締役である北村康央氏（弁護士、北村・平賀法律事務所）、雑貨屋ブルドッグ社外監査役である大西雅也氏（公認会計士・税理士、大西雅也会計事務所）並びに外部有識者である鈴木蔵人氏（弁護士、色川法律事務所）より構成される第三者委員会から、上記1.「株式移転比率」に記載の株式移転比率によって本株式移転を行うことを決議することが、雑貨屋ブルドッグの少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨の答申書を取得しました。

このように、雑貨屋ブルドッグは山田FASによる算定結果及び第三者委員会の答申書等を参考に、一方、アクサはみずほ証券による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記1.「株式移転比率」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断にいたり、本日開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

当該株式移転比率の妥当性に関しましては、上記（1）「算定の基礎」に記載の各算定レンジのうち、比較的雑貨屋ブルドッグに有利な比率で交渉が固まっており、少数株主に対する配慮がなされていることから、取締役会及び監査役会では妥当であると判断しております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式移転の意思決定に係る雑貨屋ブルドッグにおける決議の方法

アクサは平成27年10月15日時点で雑貨屋ブルドッグの株式3,298,000株（平成27年8月31日現在の発行済株式総数に対する割合：32.14%）を保有しております。雑貨屋ブルドッグは、上記の資本関係にあることから、本株式移転に係る協議及び最終契約締結において利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

雑貨屋ブルドッグの平成27年10月15日開催の取締役会における本統合契約の締結及び本移転計画の作成に係る取締役会決議においては、雑貨屋ブルドッグの取締役のうち、アクサの代表取締役を兼務している久岡卓司は、本株式移転において特別の利害関係を有しており、また、アクサの使用人を兼務している松本隆央及び鎌田雅人についても、本株式移転において特別の利害関係を有していることを踏まえ、まず、(a)アクサの代表取締役を兼務する久岡卓司、アクサの使用人を兼務する松本隆央及び鎌田雅人を除く2名の取締役において審議の上、全員一致により本統合契約の締結及び本移転計画の作成に係る決議を行い（なお、久岡卓司、松本隆央及び鎌田雅人は、雑貨屋ブルドッグにおける本統合契約の締結に関するその他の審議及び決議にも参加しておらず、雑貨屋ブルドッグの立場においてアクサとの協議・交渉には参加していません。）、さらに、仮に、アクサの使用人を兼務する松本隆央及び鎌田雅人が使用人という理由のみで会社法第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈された場合、上記(a)の2名による決議は同条第1項に定める取締役会の定員4名、定足数3名を満たさないものとされる可能性を考慮し、取締役会の定足数を確保する観点から、(b)アクサの使用人を兼務する松本隆央及び鎌田雅人を含む4名の取締役において改めて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の手続を経ております。

また、監査役3名全員が、雑貨屋ブルドッグ取締役会が本統合契約の締結及び本株式移転計画の作成を決議することにつき異議がない旨の意見を述べております。

本株式移転における第三者委員会設置の概要

雑貨屋ブルドッグは、本株式移転に関する意思決定の恣意性を排除し、雑貨屋ブルドッグの意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成27年6月10日、雑貨屋ブルドッグ及びアクサから独立性が高く、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている雑貨屋ブルドッグ社外取締役である北村康央氏（弁護士、北村・平賀法律事務所）、雑貨屋ブルドッグ社外監査役である大西雅也氏（公認会計士・税理士、大西雅也会計事務所）並びに外部有識者である鈴木蔵人氏（弁護士、色川法律事務所）から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更していません。）、第三者委員会に対し、(a)本株式移転の目的の合理性、(b)本株式移転の移転比率の妥当性（本株式移転に係る検討過程・交渉経緯を含む。）、(c)本株式移転の手続の公正性（雑貨屋ブルドッグの株主の利益への配慮を含む。）の観点から、(d)本株式移転が雑貨屋ブルドッグの少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申書を雑貨屋ブルドッグ取締役会に提出することを囑託いたしました。

第三者委員会は、平成27年6月2日に第三者委員内定者で準備会を開催した後、平成27年6月23日より平成27年10月13日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、雑貨屋ブルドッグから、本株式移転の目的、本株式移転により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本株式移転後の経営体制・方針、本株式移転の諸条件等についての説明を受けるとともに、雑貨屋ブルドッグの事業計画についても説明を受け、また、アクサの提案に対して雑貨屋ブルドッグの取締役が行った検討の内容及び雑貨屋ブルドッグとアクサとの間における協議・交渉の内容について、雑貨屋ブルドッグから聴取を行うとともに、これらに関する質疑応答を行っております。第三者委

員会は、アクセスに対するヒアリングを実施し、アクセスから本株式移転の目的、本株式移転により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本株式移転後の経営体制・方針、アクセスの事業計画につき説明を受け、これらに関する質疑応答を行っております。第三者委員会は、雑貨屋ブルドッグの第三者算定機関である山田FASから本株式移転における株式移転比率の算定に関する説明を受け、また、雑貨屋ブルドッグの法務アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業から、本株式移転の取締役会の意思決定方法及び過程に関する説明を受け、これらに関する質疑応答を行っております。

本株式移転における第三者委員会の答申書受領に関する事項

(a) 答申書の提出者

第三者委員会

(委員) 北村康央、大西雅也、鈴木蔵人

(b) 答申書の受領者

雑貨屋ブルドッグ取締役会

(c) 答申書の概要

第三者委員会は、計6回開催し、北浜法律事務所・外国法共同事業の法務デュー・デリジェンス、山田ビジネスコンサルティング株式会社の財務デュー・デリジェンス、山田FASの比率算定及びみずほ証券の比率算定について、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として検討を行った結果を平成27年10月15日、雑貨屋ブルドッグ取締役会に対し、本諮問事項につき、(ア)本株式移転は、アクセスとの従来の資本業務提携では実現に限界のあった効率的な人材・資産等の移転や管理部門・情報システムの統合等を可能ならしめ、雑貨屋ブルドッグの企業価値の向上に資するものであり、本株式移転の目的は合理的である、(イ)本株式移転における株式移転比率は山田FASから提出を受けた株式移転比率の算定結果等を考慮した上で決定されたものであるところ、山田FASの株式移転比率の算定過程に不合理な点は認められず、山田FASが算定した株式移転比率及びアクセスの依頼を受けてみずほ証券が算定した株式移転比率の双方との関係で雑貨屋ブルドッグの株主に有利な条件となっていることも併せ考えると、本株式移転における株式移転比率は妥当性を欠くものとは認められない、(ウ)本株式移転を行うに際し実施された公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容に鑑みれば、本株式移転の手続きは公正さを欠くものとは認められない、(エ)共同持株会社の株式の上場維持に関しては、設立登記日をもって「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入ることが見込まれるとしても、雑貨屋ブルドッグが平成27年8月期において債務超過となる見込みであり、本株式移転を前提としなければ1年以内に債務超過が解消される見込みもないことから上場廃止となることが予想される一方で、現時点においては、猶予期間に入った後、共同持株会社の上場が維持されることを否定すべき理由は特段見当たらず、加えて、上記(ア)ないし(ウ)の事情等を踏まえれば、本株式移転は、雑貨屋ブルドッグの少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を提出いたしました。

(d) 機関決定の概要

雑貨屋ブルドッグ取締役会は、当該答申書により本株式移転は、雑貨屋ブルドッグの少数株主にとって不利益なものとは認められないことを確認し、上記(5)「本株式移転の意思決定に係る雑貨屋ブルドッグにおける決議の方法」のとおり、平成27年10月15日の取締役会において本統合契約の締結及び本移転計画の作成を承認いたしました。

(6) 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の新規上場に関する取扱い

雑貨屋ブルドッグは本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に先立ち、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて平成28年2月25日をもってJASDAQ市場を上場廃止となる予定であります。

雑貨屋ブルドッグ及びアクセスは、新たに設立する共同持株会社の株式について、JASDAQ市場に新規上場申請を行う予定であります。

JASDAQ市場への上場日は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づいて決定されますが、当社の設立登記日である平成28年3月1日を予定しております。

(7) 実質的存続性審査について

東京証券取引所より平成27年4月14日付「実質的存続性に関する審査（実質的存続性の喪失）について」で公表されておりますとおり、上記(6)の新規上場は、有価証券上場規程第604条の2第1項第3号の規定により適用される同規程第601条第1項第9号bに定める「上場会社が実質的な存続会社でない取引所が認める場合」に該当するため、当該株式上場について本株式交換の効力発生日をもって「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入ることが見込まれます。

猶予期間に入った後も当社株式の上場は引き続き維持され、本株式移転の効力発生日の属する事業年度の末日から3年を経過する日（平成31年8月31日）までに当社株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合す

ると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります。しかしながら、3年間の猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には、当社株式は上場廃止となる可能性があります。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違（対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違）】

1．株式の譲渡制限

当社の定款では譲渡による当社株式の取得について当社の承認を要する旨（以下「株式譲渡制限」といいます。）の定めをしない予定であり、株式の譲渡について当社の承認を受ける必要はありません。

相違状況は以下の通りです。

当 社	株式譲渡制限の定めは無く、株式の譲渡について当社の承認を受ける必要はありません。
ア ク サ ス	全株式に係る株式譲渡制限の定めがあり、株式の譲渡についてアクサスの承認を要します。
雑貨屋ブルドッグ	株式譲渡制限の定めは無く、株式の譲渡について雑貨屋ブルドッグの承認を受ける必要はありません。

2．有価証券の買受け

当社の定款には「会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。」旨の定めが置かれる予定です。

相違状況は以下の通りです。

当 社	会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができます。
ア ク サ ス	該当する定めはありません。
雑貨屋ブルドッグ	会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができます。

3．剰余金の配当等の決定機関

当社の定款には「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。」旨の定めが置かれる予定です。

相違状況は以下の通りです。

当 社	株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができます。
ア ク サ ス	剰余金の配当は株主総会の決議によります。
雑貨屋ブルドッグ	剰余金の配当は株主総会の決議によります。但し、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができます。

4．剰余金の配当の基準日

当社の定款には剰余金の基準日を、期末配当においては毎年8月31日、中間配当においては毎年2月末日、その他基準日を定めて剰余金の配当ができる旨の定めが置かれる予定です。

相違状況は以下の通りです。

当 社	期末配当においては毎年8月31日、中間配当においては毎年2月末日、その他基準日を定めて剰余金の配当ができます。
ア ク サ ス	期末配当においては毎年8月31日、その他基準日を定めて剰余金の配当ができます。
雑貨屋ブルドッグ	期末配当においては毎年8月31日、中間配当においては毎年2月末日、その他基準日を定めて剰余金の配当ができます。

5．単元未満株主の権利

当社の定款には、当社の単元株式数は100株である旨及び単元未満株主は、（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利、（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利及び（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する旨の定めが置かれる予定です。

相違状況は以下の通りです。

当 社 （単元株数100株）	（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利を有します。 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利を有します。 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利を有します。
ア ク サ ス	単元株制度を採用しておりません。
雑貨屋ブルドッグ （単元株数100株）	（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利を有します。 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利を有します。 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利を有します。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの株主が、その有する雑貨屋ブルドッグの普通株式、アクサスの普通株式につき、雑貨屋ブルドッグ及びアクサスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年11月27日開催予定の雑貨屋ブルドッグの定時株主総会、平成27年11月27日開催予定のアクサスの定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ雑貨屋ブルドッグ又はアクサスに対して通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、雑貨屋ブルドッグ及びアクサスが、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして、最寄りの連絡場所に書面によって通知を行う必要があります。

議決権の行使の方法について

雑貨屋ブルドッグ

議決権の行使の方法としては、平成27年11月27日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、雑貨屋ブルドッグの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、雑貨屋ブルドッグに提出する必要があります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成27年11月26日午後6時までに上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、雑貨屋ブルドッグに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記定時株主総会の日から3日前までに、雑貨屋ブルドッグに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。なお、雑貨屋ブルドッグは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

アクサス

議決権の行使の方法としては、平成27年11月27日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日直前の、雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。

雑貨屋ブルドッグの株主は、自己の雑貨屋ブルドッグの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

一方、アクサスの株主につきましては、同社の株式が振替株式ではないことから、自ら証券会社等に予め開設した株式の記録を受けるための振替口座をアクサスに通知下さい。

2．組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

雑貨屋ブルドッグ及びアクサスは、本届出書提出日現在において、いずれも新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

8【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、並びに雑貨屋ブルドッグにおいてはアクセスの、アクセスにおいては雑貨屋ブルドッグの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの本店に平成27年11月12日よりそれぞれ備え置く予定です。その他に、雑貨屋ブルドッグ又はアクセスの最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、雑貨屋ブルドッグにおいては平成27年10月15日開催の取締役会決議により、アクセスにおいては平成27年10月15日に行われた取締役の決定により、それぞれ決定された株式移転計画であります。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、雑貨屋ブルドッグにおいては平成27年8月期の、アクセスにおいては平成26年8月期の、各計算書類等に関する書類であります。の書類は、雑貨屋ブルドッグにおいては雑貨屋ブルドッグの平成27年8月期の末日後に、アクセスにおいては平成26年8月期の末日後に、それぞれ会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。これらの書類は、雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの各本店で閲覧することができます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定 時 株 主 総 会 基 準 日 (両 社)	平成27年8月31日(月)
本 統 合 契 約 締 結 ・ 本 移 転 計 画 作 成 日 (両 社)	平成27年10月15日(木)
定 時 株 主 総 会 決 議 日 (両 社)	平成27年11月27日(金)(予定)
上 場 廃 止 日 (雑 貨 屋 ブ ル ド ッ グ)	平成28年2月25日(木)(予定)
当 社 設 立 登 記 日 (本 株 式 移 転 効 力 発 生 日)	平成28年3月1日(火)(予定)
当 社 上 場 日	平成28年3月1日(火)(予定)

但し、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、雑貨屋ブルドッグ及びアクセスが協議の上、日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 株式について

雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの株主が、その有する雑貨屋ブルドッグの普通株式又はアクセスの普通株式につき、雑貨屋ブルドッグ又はアクセスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成27年11月27日開催予定の雑貨屋ブルドッグの定時株主総会、平成27年11月27日開催予定のアクセスの定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ雑貨屋ブルドッグ又はアクセスに対して通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、雑貨屋ブルドッグ又はアクセスが、上記定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権及び新株予約権付社債について

雑貨屋ブルドッグ及びアクセスは、本届出書提出日現在において、いずれも新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

1．当社

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2．組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりであります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っていません。

売	上	高	16,264	百万円
経	常	利	1,120	百万円
当	期	純	2,566	百万円
		利		
		益		

（注） 合算に用いた数値は、雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの平成27年8月期単体決算数値であります。

3．組織再編対象会社

当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの主要な経営指標等は、それぞれ次のとおりであります。ただし、雑貨屋ブルドッグの経営指標等のうち第39期について有価証券報告書の提出前であり金融商品取引法上の監査証明を受けておりません。また、アクセスは非上場企業であるため、その経営指標等の全てについて、金融商品取引法上の監査を受けておりません。

雑貨屋ブルドッグ

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成23年 8 月	平成24年 8 月	平成25年 8 月	平成26年 8 月	平成27年 8 月
売上高 (千円)	12,830,091	11,257,864	9,122,516	-	-
経常利益又は経常損失 (千円)	395,861	196,743	2,240,271	-	-
当期純損失 (千円)	260,065	169,106	3,249,709	-	-
包括利益 (千円)	260,370	169,505	3,247,007	-	-
純資産額 (千円)	11,120,518	10,930,495	7,632,195	-	-
総資産額 (千円)	18,621,433	16,191,305	13,246,777	-	-
1株当たり純資産額 (円)	1,084.03	1,065.51	743.99	-	-
1株当たり当期純損失金額 (円)	25.35	16.48	316.78	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	59.7	67.5	57.6	-	-
自己資本利益率 (%)	2.3	1.5	35.0	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	547,558	378,555	361,215	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	239,001	3,110,722	37,181	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	491,904	1,573,160	340,938	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,408,640	5,567,415	5,598,745	-	-
従業員数 (人)	274	288	250	-	-
(外、平均臨時雇用者数)	(848)	(767)	(713)	(-)	(-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第35期及び第36期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。また、過年度の決算訂正を行い、平成25年12月20日に訂正報告書を提出しております。

5. 雑貨屋ブルドッグは平成26年4月1日付で連結子会社である株式会社商研を吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第38期より連結財務諸表を作成しておりません。これにより、第38期及び第39期の連結経営指標等は記載しておりません。

経営指標等（単体）

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成23年 8 月	平成24年 8 月	平成25年 8 月	平成26年 8 月	平成27年 8 月
売上高 (千円)	12,168,422	10,699,806	8,633,132	6,342,104	2,874,584
経常利益又は経常損失 (千円)	423,752	110,635	2,256,034	4,694,187	1,300,955
当期純損失 (千円)	225,512	265,767	3,205,842	4,829,178	1,764,868
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	2,066,567	2,066,567	2,066,567	2,066,567	2,066,567
発行済株式総数 (千株)	10,260	10,260	10,260	10,260	10,260
純資産額 (千円)	9,984,819	9,698,632	6,441,530	1,613,274	143,279
総資産額 (千円)	17,037,004	14,780,558	12,063,108	6,276,265	1,385,013
1株当たり純資産額 (円)	973.32	945.42	627.92	157.26	13.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2.00 (-)	5.00 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	21.98	25.90	312.50	470.75	172.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.6	65.6	53.4	25.7	10.3
自己資本利益率 (%)	2.2	2.7	39.7	119.9	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	2,619,597	968,912
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	213,071	828,069
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	864,686	2,183,737
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	2,521,448	200,057
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	243 (817)	251 (736)	225 (690)	204 (318)	30 (105)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第34期、第35期及び第36期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値であります。また、過年度の決算訂正を行い、平成25年12月20日に訂正報告書を提出しております。

5. 第37期までは連結キャッシュ・フロー計算書を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりません。

これにより第37期以前の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高については記載しておりません。

6. 従来、営業外収益に計上していた「受取賃貸料」及び営業外費用に計上していた「賃貸収入原価」については、第39期より「売上高」及び「販売費及び一般管理費」に含めて表示する方法に変更しております。第38期についても、当該変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

7. 自己資本利益率は、期首期末の平均純資産に基づいて算出しております。なお、第39期の自己資本利益率は、第39期の純資産額がマイナスであるため、記載しておりません。

アクセス

主要な経営指標等の推移（単体）

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成24年3月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成27年8月
売上高（千円）	12,103,542	4,984,407	15,088,681	14,580,220	13,389,884
経常利益又は経常損失（千円）	81,489	68,668	300,765	135,131	180,795
当期純利益又は当期純損失（千円）	13,730	26,144	977,739	110,114	801,909
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	-	-	1,386,146	1,941,715	565,806
資本金（千円）	90,000	90,000	500,000	500,000	900,000
発行済株式総数（千株）	1,800	1,800	1,800	1,800	2,000
純資産額（千円）	781,073	754,928	1,736,086	1,675,943	1,670,610
総資産額（千円）	9,421,640	9,362,461	12,654,412	12,559,584	11,093,497
1株当たり純資産額（円）	433.92	419.40	964.49	931.07	835.30
1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）（円）	- (-)	- (-)	100 (-)	6 (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失金額（円）	7.62	14.52	543.18	61.17	400.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（%）	8.2	8.0	13.7	13.3	15.0
自己資本利益率（%）	1.7	3.4	56.3	6.4	47.9
株価収益率（倍）	-	-	-	-	-
配当性向（%）	-	-	18.40	9.80	-
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	31,971	183,141	68,104	634,290	561,618
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	98,504	60,119	1,313,599	68,931	175,616
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	158,942	22,093	1,468,939	135,099	632,695
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	1,083,626	848,114	1,548,856	1,966,455	1,721,004
従業員数（外、平均臨時雇用者数）（人）	163 (280)	168 (278)	181 (278)	168 (248)	181 (208)

（注）1．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3．株価収益率については、アクセスが非上場であるため記載しておりません。

4．第7期については、決算月変更による5ヶ月決算となっております。

5．第9期及び第10期の財務諸表については、会社法第436条第2項第1号の規定に準じて、京都監査法人により会社法上監査を受けておりますが、金融商品取引法上の監査はを受けておりません。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報、第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2【沿革】

年 月	事 項
平成27年10月15日	雑貨屋ブルドッグ及びアクサスは、定時株主総会の承認を前提として、雑貨屋ブルドッグにおいては取締役会決議により、また、アクサスにおいては取締役決定により、本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決定いたしました。
平成27年11月27日	雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの各定時株主総会において、雑貨屋ブルドッグ及びアクサスが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成28年3月1日	雑貨屋ブルドッグ及びアクサスが株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの沿革につきましては、以下のとおりであります。

雑貨屋ブルドッグ

雑貨屋ブルドッグの有価証券報告書（平成26年11月26日提出）をご参照下さい。

アクサス

年 月	事 項
平成18年4月	徳島県徳島市にアクサス株式会社を設立（資本金10百万円）。
平成18年8月	シンクス株式会社（現ノヴィル株式会社）より、ドラッグストア事業（現HBC事業部）、スポーツ用品販売事業（現アスレ事業部）、生活雑貨販売事業（現LS事業部）の営業権を譲り受け、徳島県、香川県内で事業開始。
平成18年11月	株式会社アワーリカー（徳島市 酒類販売事業）を吸収合併。（現アルコ事業部）
平成19年3月	株式会社セルバ（大阪市 酒類、雑貨等の輸出入事業）を吸収合併。（現セルバ事業本部）
平成19年9月	資本金を90百万円に増資。
平成20年3月	東京都港区に東京事務所を開設。
平成20年8月	セルバ事業本部海外事業課（検品事業）をベラ通商株式会社へ譲渡。
平成21年2月	株式会社ナカイ（徳島市 ホームセンター事業）の株式公開買い付け（TOB）を発表。
平成21年3月	株式会社ナカイのTOBが成立し、完全子会社とする。
平成21年4月	兵庫県三田市にチャーリーウッドタウン店、アレックスコンフォートウッドタウンを開設し、兵庫県に進出する。
平成21年10月	株式会社ナカイをACデコール株式会社に商号変更。（現HK事業部）
平成22年4月	LS事業部（生活雑貨の販売事業）、アスレ事業部（スポーツ用品販売事業）をACデコール株式会社へ譲渡。
平成24年1月	宮城県仙台市に仙台事務所（平成26年1月廃止）を開設。 大阪府大阪市北区にチャーリーアーバンテラス茶屋町店を開設し、小売部門として大阪に進出する。
平成24年9月	ACデコール株式会社を吸収合併。
平成24年11月	資本金を5億円に増資。
平成25年4月	株式会社雑貨屋ブルドッグとの資本業務提携を締結。
平成25年5月	株式会社雑貨屋ブルドッグの創業者から全株式の32.14%を取得。
平成25年9月	神奈川県横浜市西区にFC1号店としてアレックスコンフォート横浜（平成27年4月閉店）を開設する。
平成27年3月	資本金を9億円に増資。
平成27年8月	直営店舗数29店舗、3営業所（FC店5店舗）。

（注）FC店舗数は（ ）内に外数で記載しております。

3【事業の内容】

当社は、化粧品、生活雑貨、スポーツギア、アウトドアギア、酒類等の小売及び酒類、化粧品、ファッション雑貨等の輸入卸等を行う子会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等を行う予定です。

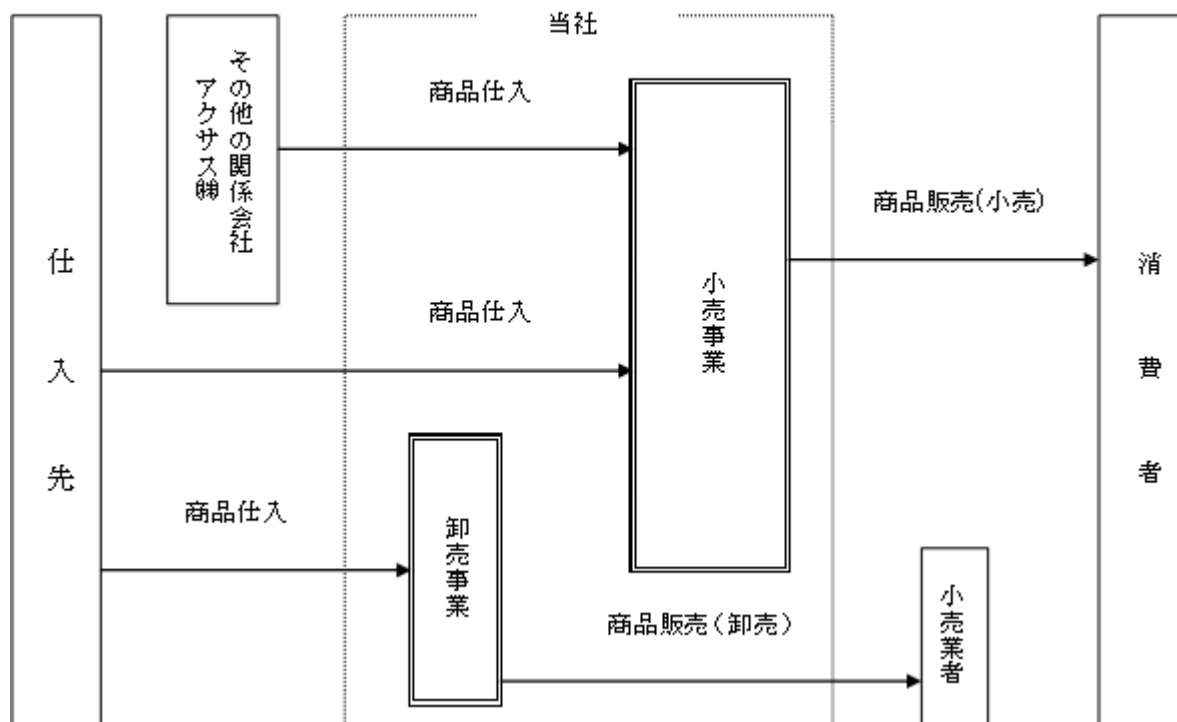
また、完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの事業の内容につきましては、以下のとおりであります。

雑貨屋ブルドッグ

雑貨屋ブルドッグは、雑貨屋ブルドッグを主体とする小売事業、小売業者に卸売を行う卸売事業により構成されており、アクセサリ、インテリア小物、パーティーグッズ、文房具など雑貨類の販売事業を行っております。

なお、主要な仕入先であるアクサスは、当社を関連会社とする「その他の関係会社」であります。

（事業系統図）



小売事業

雑貨屋ブルドッグは、ファッション雑貨店「雑貨屋ブルドッグ」、資本業務提携先のアクサス株式会社が展開するインテリア雑貨店「アレックスコンフォート」・ビューティーライフストア「チャーリー」、文具専門店「文具館」などを同社の経営指導のもと、その運営を行っております。

「雑貨屋ブルドッグ」は、「流行のテーマ」や「事」に関する幅広い商品展開を行うバラエティ雑貨店としてストアコンセプトを改め、にぎやかな売り場と、フレンドリーで愛想の良い接客を重視し、「商品を手に取って頂く」ことで、お買い物を楽しんで頂ける店舗としております。

「アレックスコンフォート」は「時代の空気」や「ゆとりある生活空間」をテーマに、インテリア雑貨商材を幅広く取り扱っており、充実したライフスタイルを送られる顧客層をターゲットに店舗作りをしております。

ビューティーライフストア「チャーリー」は「美と健康と高感度」をテーマに、お客様の美しさをサポート・ソリューションするための、化粧品、輸入化粧品、化粧雑貨、日用雑貨を展開しております。

「文具館」は文具の専門店として、アナログ時代からの代表的な文房具から、近年のITオフィスやモバイル機器に対応した周辺商材を豊富に揃え、あらゆるお客様のニーズにお応えできるよう店舗作りをしております。

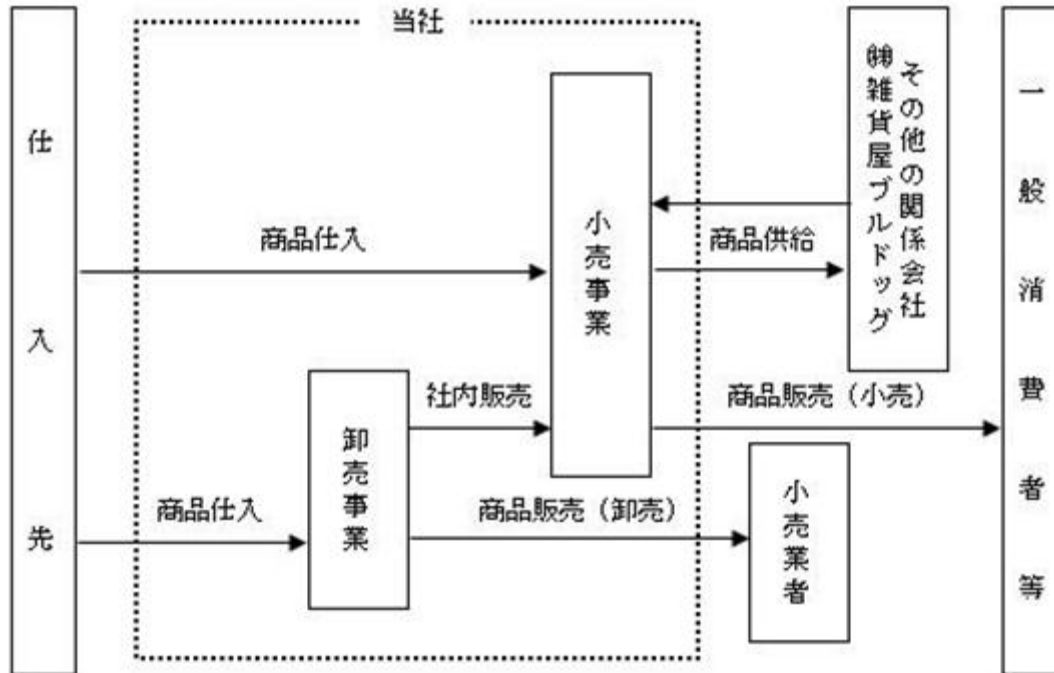
卸売事業

雑貨屋ブルドッグは、専門店や量販店各社に対する各種ファンシー雑貨、ファッション雑貨の卸売を行っております。なお、卸売事業は経営合理化の一環として、平成27年11月を以て廃業を予定しており、整理を進めております。

アクセス

アクセスは、医薬品、化粧品、アクセサリ、文房具、インテリア雑貨、酒類、スポーツ用品、DIY用品などの多岐にわたる商品の販売を中心とした小売事業、小売業者に輸入酒類等の卸売を行う卸売事業により構成されております。

（事業系統図）



小売事業（流通事業本部）

イ．HBC事業部

「美と健康」をカラダの内と外の両面からサポートする「チャーリー」を運営しております。化粧品や美容雑貨、健康食品、医薬品、日用雑貨、ベビー用品など流行の品から生活必需品まで幅広く取り揃える「ドラッグストアチャーリー」、香水やインポートブランド化粧品、国内化粧品をメインに、世界中のコスメティックを取り揃える「ビューティーライフストアチャーリー」の2つの店舗ブランドを展開しております。

ロ．LS事業部

生活雑貨、家具、アパレル、文具など、毎日を満たされた気持ちで暮らすためのアイテムをご提案するライフスタイルショップを運営しております。時代のニーズに合った生活雑貨を発信する「プラザアレックス」、使い勝手のいいキッチンツールや雑貨をセレクトした「アレックスコンフォート」、家具や照明、カーテンなどのファブリック類を取り扱う「ツールズ・アンド・デザイン」、5万アイテム以上を取り揃えた文房具専門店「文具館」の4つの店舗ブランドを展開しております。

ハ．アルコ事業部

日本全国・世界各国から選りすぐったお酒や飲料、調味料、食品など3,000種類以上の圧倒的な品揃えを誇る大型リカーショップ「アワーリカー」を運営しております。

ニ．アスレ事業部

スポーツ関連の充実したブランド構成・カテゴリー展開で豊富な商品を提供する「アレックススポーツ」、スポーツを楽しむ人を価格で応援する「アウトレックス」の2つの店舗ブランドを展開しております。

ホ．HK事業部

ベーシックな生活雑貨や日用品、DIY用品、ガーデニング用品、家電製品などの住宅関連商品を幅広く取り扱うホームセンター「デコール」を運営しております。

ヘ．外商部

酒類、スポーツ用品の外商事業を運営しております。細やかなマーケティングでお得意様のさまざまなニーズをくみ取るソリューション営業を行っております。

卸売事業（セルバ事業本部）

日本のアルコールシーンをより豊かにする為、世界各国で愛飲されている価値あるお酒を直輸入、オリジナルブランドとしても開発し、日本国内のリカーショップへ卸販売をしております。また、海外ブランドのコスメも輸入し、小売事業「チャーリー」各店舗で販売も行ってまいります。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスそれぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報、第1 組織再編成（公開買付け）の概要、組織再編成の目的等」記載の「2 . 提出会社（共同持株会社）の概要及び組織再編成対象会社と提出会社との関係」をご参照下さい。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの平成27年8月期末時点（平成27年8月31日現在）の従業員の状況につきましては、以下のとおりであります。

雑貨屋ブルドッグ

平成27年8月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
30名	31.8	5.0	2,831千円

アクサス

平成27年8月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
181名	38.8	10.5	3,519千円

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスのそれぞれの労働組合の状況につきましては、以下のとおりであります。

雑貨屋ブルドッグ

雑貨屋ブルドッグの労働組合は、従業員数の減少に伴い平成27年10月5日付にて解散致しております。そのため提出日現在において労働組合はありませんが、労使関係は安定しております。

アクサス

アクサスには、労働組合はありませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクセスの業績については後述「第5 経理の状況、2 財務諸表、（3）その他」の財務諸表をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグにつきましては、以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

当事業年度（平成26年9月1日～平成27年8月31日）の我が国の経済は、経済対策、景気回復期待及び国際情勢等を背景とした円安基調が継続し、日経平均株価は平成27年7月まで復調を辿りつつありましたが、同年8月24日のいわゆる中国市場を発端とした世界同時株安で急激な下落を見せていたものの、現在進行事業年度の直近では政策金利により持ち直しつつある中、小売業界におきましては、旺盛なインバウンド消費が追い風となるものの内需の持ち直しは依然緩やかな推移に留まっております。消費者の家計所得の伸び悩み懸念やインフレに対する生活防衛意識から、本格的な個人消費支出にはまだまだ力強さを欠く状況であります。併せてネット社会において様々な商品・情報が溢れ、購入方法や流通経路が多様化する中、お客様の感性・志向の変化も急速に変容しております。小売業界におきましては、これらの経済及び市場の変化に対して、機動的な対応と明確なコンセプトが求められております。

雑貨屋ブルドッグは、平成27年8月期第2 四半期より、継続企業の前題に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められております。平成27年8月期第3 四半期及び第4 四半期会計期間におきましては、当該状況を解消又は改善するため、経営合理化策の早急な実現に向けて取り組んでまいりました。

また、当該状況の早期の解消又は改善を図る為に、アクセスと共同株式移転の方法に基づく完全親会社（共同持株会社）の設立による経営統合により、共同持株会社の傘下での黒字化を達成すべく、共同持株会社であるアクセスホールディングス株式会社を設立するための株式移転計画書を作成致しております。

営業面におきましては、収益構造改善のため、採算の目途が早期に立たない店舗について撤退を行ってまいりました。

また、所有資産の有効活用の一環として、閉鎖店舗の第三者との賃貸借契約を進めてまいりました。今後も幅広く事業案件を模索し、残存する所有資産につきましても最大限有効活用するよう検討してまいります。

その他と致しまして、自社所有の浜松市中区葵東（旧雑貨屋ブルドッグ葵東店及び旧シャトレーゼ葵東店）の不動産につき、売却を行うことで借入金の返済を行い、有利子負債を圧縮致しました。

これらの結果、売上高は2,874百万円となり、営業損失は1,276百万円、経常損失は1,300百万円となりました。特別損失及び法人税等を加えまして、当期純損失は1,764百万円となりました

2【仕入及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクセスの仕入及び販売の状況につきましては、後述「第5 経理の状況、2 財務諸表、（3）その他」の財務諸表に記載のとおり、平成27年8月期の売上高13,389百万円及び仕入高9,718百万円であります。その詳細な内訳につきましては有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

また、同じく当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグにつきましては、以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

(1)仕入実績

当事業年度における事業及び主要品目別の仕入実績は以下のとおりであります。

区分		当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
		金額(千円)	前年同期比(%)
小売 事業	ファッション雑貨類	278,656	16.4
	インテリア雑貨類	95,515	27.1
	生活家庭雑貨類	120,637	27.1
	ホビー・文具類	242,385	30.0
	イベント・その他	20,253	17.9
	小計	757,447	22.2
卸売 事業	小売業者卸売部門	99,982	111.6
合計		857,430	24.4

(注) 1. 仕入高は、仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)販売実績

部門別販売実績

当事業年度における事業及び主要品目別の販売実績は以下のとおりであります。

区分		当事業年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)	
		金額(千円)	前年同期比 (%)
小売 事業	ファッション雑貨類	1,201,125	42.8
	インテリア雑貨類	271,533	36.3
	生活家庭雑貨類	393,482	48.3
	ホビー・文具類	673,897	42.7
	イベント・その他	124,612	36.3
小計		2,664,651	42.4
卸売 事業	小売業者卸売部門	118,100	228.2
その他	不動産賃貸部門	91,832	114.7
合計		2,874,584	44.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 相手先別の販売実績については、雑貨屋ブルドッグは一般消費者への直接小売事業が主であり、卸売事業の取引相手先についてはいずれも売上高が全体の100分の10未満のため、記載しておりません。

地域別販売実績

当事業年度の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別(都道府県別)	前事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)			当事業年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)		
	店舗数	売上高(千円)	構成比 (%)	店舗数	売上高(千円)	構成比 (%)
北海道	-	45,437	0.7	-	-	-
青森県	-	23,010	0.4	-	8	0.0
岩手県	-	52,387	0.8	-	-	-
宮城県	-	23,756	0.4	-	-	-
秋田県	-	41,908	0.7	-	-	-
山形県	-	160,730	2.5	-	-	-
福島県	6	287,294	4.5	-	227,942	7.9
茨城県	1	357,351	5.6	-	59,710	2.1
栃木県	1	183,205	2.9	-	33,794	1.2
群馬県	1	232,288	3.6	-	44,903	1.6
埼玉県	1	166,459	2.6	-	7,986	0.3
千葉県	2	104,395	1.6	-	22,197	0.8
東京都	3	124,421	1.9	-	146,760	5.1
神奈川県	3	125,681	2.0	-	93,490	3.3
新潟県	-	99,342	1.5	-	-	-
富山県	-	25,593	0.4	-	7	0.0
石川県	-	40,719	0.6	-	-	-

地域別（都道府県別）	前事業年度 （自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日）			当事業年度 （自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日）		
	店舗数	売上高（千円）	構成比 （％）	店舗数	売上高（千円）	構成比 （％）
福井県	2	122,815	1.9	-	81,156	2.8
山梨県	-	73,588	1.1	-	-	-
長野県	-	165,744	2.6	-	-	-
岐阜県	-	57,388	0.9	-	-	-
静岡県	13	856,487	13.3	4	715,403	24.9
愛知県	3	393,699	6.1	1	125,118	4.4
三重県	1	212,978	3.3	1	94,763	3.3
滋賀県	-	124,012	1.9	1	15,404	0.5
大阪府	-	38,160	0.6	1	23,823	0.8
兵庫県	1	142,082	2.2	1	133,419	4.6
奈良県	-	43,731	0.7	-	-	-
和歌山県	-	96,145	1.5	-	35	0.0
岡山県	-	119,418	1.9	-	16	0.0
広島県	-	99,067	1.5	-	-	-
山口県	3	187,080	2.9	-	113,558	4.0
徳島県	2	103,057	1.6	-	96,453	3.4
香川県	1	55,899	0.9	-	52,696	1.8
愛媛県	1	71,418	1.1	-	23,462	0.8
高知県	1	85,189	1.3	-	44,136	1.5
福岡県	5	289,551	4.5	-	161,408	5.6
佐賀県	-	87,816	1.4	-	5	0.0
長崎県	1	115,897	1.8	-	54,800	1.9
熊本県	4	199,695	3.1	-	137,713	4.8
大分県	2	181,020	2.8	-	79,807	2.8
宮崎県	1	120,258	1.9	-	41,263	1.4
鹿児島県	1	115,065	1.8	-	33,390	1.2
沖縄県	-	39,161	0.6	-	8	0.0
小売事業小計	60	6,290,354	97.9	9	2,664,651	92.7
卸売事業	-	51,749	0.8	-	118,100	4.1
不動産賃貸業	-	80,056	1.2	-	91,832	3.2
合計	60	6,422,161	100.0	9	2,874,584	100.0

（注）店舗数は、当事業年度末時点の店舗数を記載しております。

小売事業の1㎡当たり売上高、従業員1人当たり売上高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	当事業年度 (自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
売場面積(㎡)(期中平均)	83,950.22	25,098.17
1㎡当たり売上高(千円)	75	106
従業員数(人)(期中平均)	1,022	253
1人当たり売上高(千円)	6,154	10,543

(注)従業員数は、正社員及びパート従業員を含めた期中平均人員であります。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクセスの対処すべき課題については有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。また、同じく当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグにつきましては、以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

継続企業の前提に関する重要事象等

雑貨屋ブルドッグは、第36期から当期まで4期連続営業損失となっており、143百万円の債務超過となっており、当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

前述の通り、これらの事象又は状況を早期に解消又は改善すべく、アクセスと本株式移転による経営統合の協議を開始することについて、平成27年4月14日において基本合意書を締結し、その後、鋭意協議を重ねてまいりました。その結果、平成27年10月15日において雑貨屋ブルドッグとアクセスは経営統合契約書を締結するとともに、株式移転の方式により共同持株会社であるアクセスホールディングス株式会社を設立するための株式移転計画書を作成致しております。

雑貨屋ブルドッグは、当該経営統合が実現された暁には、共同持株会社の傘下で、所有資産を最大限有効活用し、黒字化を達成するため、引き続き邁進してまいります。

その他の経営合理化と致しまして、引き続き、優良店舗の販売強化、残存資源の有効活用及び組織再編の検討等を実施してまいります。また、資金繰りににつきましては、既存取引銀行を中心に取引金融機関と緊密な連絡の上、引き続きご支援いただけるよう、協議を継続しております。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における各当事会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。各当事会社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、特に記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年3月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を雑貨屋ブルドッグ及びアクセスで進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

関係当局の許可可や承認が得られない、又は遅延するリスク

株主総会で本株式移転計画の承認が得られないリスク

何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク

経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定通りに経営統合が進まないリスク

経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

東京証券取引所の実質的存続性審査において上場廃止となるリスク

有価証券上場規程第604条の2第1項第3号の規定により適用される同規程第601条第1項第9号bに定める「上場会社が実質的な存続会社でないと取引所が認める場合」に該当するため、当該株式上場について本株式交換の効力発生日をもって「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入ることが見込まれ、本株式移転の効力発生日の属する事業年度の末日から3年を経過する日(平成31年8月31日)までに共同持

株式会社株式が新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間から解除されることとなります（東京証券取引所の実質的存続性審査）。しかしながら、3年間の猶予期間内に、東京証券取引所による基準に適合しない場合には、共同持株会社株式は上場廃止となる可能性があります。しかしながら、第三者委員会の答申書において「現時点においては、猶予期間に入った後、共同持株会社の上場が維持されることを否定すべき理由は特段見当たらない」旨の判断を得ており、当社としても、東京証券取引所の実質的存続性審査を受ける予定であり、当該基準に適合すると認められるよう、万全の体制で準備を行ってまいります。

（２）雑貨屋ブルドッグの事業等のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

雑貨屋ブルドッグの経営成績、財務状況および株価等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、以下に掲げる事業等のリスクは、本資料発表日現在において当社が入手可能な情報や合理的な判断に基づいております。また、下記以外の予測し難いリスクも存在し、雑貨屋ブルドッグの事業等のリスクはこれらに限定されるものではありません。雑貨屋ブルドッグは、これらリスク要因が発生する可能性を十分認識したうえで事業運営を行っております。

雑貨屋ブルドッグの事業内容について

雑貨屋ブルドッグは、ファッション雑貨、アクセサリ、インテリア小物、パーティーグッズ、文房具などの雑貨類の販売を行ってまいりました。雑貨屋ブルドッグの扱う商品は、10代後半から20代前半を主な対象顧客としてきました。しかし、対象年齢を限定しすぎた事と、自分の感性や感覚を大切にしたいという志向を持つ消費者が増加する中、雑貨屋ブルドッグにおいて市場感性の読み違いから、各商品カテゴリーでの個々のアイテムセレクトにおいて、また、店舗立地においても、対象とする顧客と、雑貨屋ブルドッグのマーケティングとの間に、相当のミスマッチがおき、本来雑貨屋ブルドッグが属するファッション雑貨・生活雑貨小売業界が行うべき、「消費者の生活に潤いを与えること」や、「豊かさ・生活する楽しさを提供すること」が満足にできなくなってきてまいりました。

そこで、アクサスと資本業務提携を行い、同社の経営指導のもと、同社が展開するインテリア雑貨、キッチン雑貨、化粧品雑貨、スポーツ雑貨などの販売手法及びマーケティング手法と、雑貨屋ブルドッグが展開する店舗ネットワークを融合させながら、消費者の趣味嗜好の変化に合わせて、雑貨屋ブルドッグにおける各商品カテゴリー、また、個々のアイテムセレクトを変化させ、ファッション雑貨・生活雑貨店として、「顧客のライフスタイルの充実をサポート」をするとともに、「生活の質そのものの向上を応援しよう」とするものでございます。

消費者の趣味嗜好の変化によって、雑貨屋ブルドッグの取り扱う各商品カテゴリー又はアイテムセレクトが受け入れられなかった場合は、雑貨屋ブルドッグの業績に影響を与える可能性があります。

店舗政策について

店舗の退店は計画的に実施してまいりますが、社内外の経営環境の予期せぬ急激な変化によって、当初の計画通り進まない場合は、雑貨屋ブルドッグの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、雑貨屋ブルドッグは「大規模小売店舗立地法」（以下「同法」という。）の規制を受けている大規模小売店舗のテナントとして入居している店舗が存在します。テナントとして入居している店舗においては、同法において規制を受けている商業施設の集客力の動向や商業施設の運営会社の経営状況によっては、雑貨屋ブルドッグの業績に影響を与える可能性があります。

個人情報管理について

雑貨屋ブルドッグは、社内コンプライアンス体制の更なる強化を図っていく所存でございますが、雑貨屋ブルドッグに保有する顧客情報が万が一漏洩した場合、雑貨屋ブルドッグの社会的信用失墜による売上減少や、情報の漏洩による損害賠償責任の発生等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

組織再編行為について

雑貨屋ブルドッグは、平成27年10月15日付にて雑貨屋ブルドッグとアクサスの本株式移転について本統合契約を締結するとともに、株式移転の方式により共同持株会社であるアクサスホールディングス株式会社を設立するための株式移転計画書を作成いたしております。

本株式移転は雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの株主総会における特別決議による承認を条件としており、当該承認の可否により計画通りの実施ができない可能性があります。

(3) アクサスの事業等のリスク

アクサスの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは次のとおりであります。

気候条件について

アクサスは、幅広い商品展開を行っておりますが、アスレ事業部のスポーツウェアやアルコ事業部・セルバ事業本部の酒類等については夏・冬の気候の影響が強い商品であります。季節商品の動向は、一定期間に集中する傾向にあるものの、予測・コントロール不可能な気候条件の変動により左右されるため、今後も気候条件の変動が業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

アクサスの小売業界は激しい競争環境にあり、ドラッグストアをはじめ、インターネット通販やホームセンター、スポーツショップ、リカーショップなど事業形態の企業が競合相手となります。アクサスは他社にはない商品群や売場づくりで他社とは差別化を図っておりますが、市場の動向により価格競争、来店客数の減少など様々な要因により財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

為替リスクについて

アクサスのセルバ事業本部は大半の商品を海外から輸入をしており、一般的に円高になれば、実質的な仕入価格は下がる傾向になり、円安になれば上がる傾向にあるため、売上総利益率の変動を受けるリスクがあります。アクサスは、場合によっては売価を引き上げることで為替リスクを回避する対策を講じておりますが、当該為替リスクを完全に売価に転嫁できる保証はなく、為替相場などの変動による一般的な市場リスクを有しております。

税制改正について

平成29年4月1日からの消費税率の引上げにより、個人消費への悪影響が予測されるほか、軽減税率の採用、総額表示義務の一次的緩和期限終了に伴うシステム切替負担の増加等、業績及び財務状況に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

減損会計の適用について

アクサスは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により、今後においても競合の激化や予期せぬ商圏の変動などにより店舗の収益性に変化があった場合には、固定資産の減損処理が必要になる場合があります。その場合、特別損失が計上され業績に影響を及ぼす可能性があります。

金利・金融市場の動向

アクサスは、平成27年8月末時点において8,064,288千円の銀行借入金、リース債務の残高があります。アクサスは銀行借入金等の削減に向けた様々な取り組みを行っていますが、アクサスの成長戦略に伴い、銀行借入金等がさらに増加する可能性もあります。今後、長期金利や短期金利が上昇した場合、借入コストの増加により事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

個人情報管理について

アクサスは、お客様へのサービス向上のためのポイントカード及び各種クレジットカードの取扱いを通じ、お客様の個人情報を保有しております。これらの情報の管理につきましては、個人情報保護法に基づき「個人情報管理規程」や事務手続等を策定し、従業員への教育・研修等による情報管理の重要性の周知徹底、情報システムのセキュリティ対策等を行っております。また、本年10月より通知の始まるマイナンバーに関する特定個人情報の管理体制についても万全の対応を図ってまいります。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重要な情報が外部に漏洩した場合、社会的信用問題や個人への賠償問題など、業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの経営上の重要な契約等につきましては下記のとおりです。

経営統合契約

平成27年10月15日付にて雑貨屋ブルドッグとアクサスで経営統合契約を締結しており、当社を設立するための株式移転計画書を作成致しております。

本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報、第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

訴訟の提起

雑貨屋ブルドッグ及びアクサスは平成27年2月26日付におきまして、雑貨屋ブルドッグの前取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起しており、現在係争中であります。

雑貨屋ブルドッグ

(1)訴訟を提起した相手（被告）

雑貨屋ブルドッグ前取締役会長 内山 恭昭

雑貨屋ブルドッグ前代表取締役 小楠 昭彦

(2)訴訟の内容

会社法第423条第1項に基づく損害賠償請求事件

(3)請求金額

金348,157,776円およびこれに対する訴状送達の日の日翌日から支払済みまでの民法所定の年5%の割合による金員

アクサス

(1)訴訟を提起した相手（被告）

雑貨屋ブルドッグ前取締役会長 内山 恭昭

雑貨屋ブルドッグ前代表取締役 小楠 昭彦

(2)訴訟の内容

金融商品取引法16条に基づく損害賠償請求事件

(3)請求金額

金642,266,820円およびこれに対する平成25年5月14日から支払済みまでの民法所定の年5%の割合による金員

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクサスの対処すべき課題については有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

また、同じく当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグの第39期事業年度（自平成26年9月1日至平成27年8月31日）の研究開発活動については特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクサスの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローについては後述「第5 経理の状況、2 財務諸表、（3）その他」の財務諸表をご参照下さい。その詳細な内訳につきましては有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

また、同じく当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグにつきましては、以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

第39期事業年度（自平成26年9月1日至平成27年8月31日）

財政状態の分析

（資産）

当事業年度末の総資産は前事業年度末に比べて4,891百万円減少し、1,385百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて86.3%減の589百万円となりました。これは主に現金及び預金の減少2,321百万円、商品の減少1,280百万円等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて59.5%減の795百万円となりました。これは主に有形固定資産の減少625百万円、敷金及び保証金の減少604百万円、貸倒引当金の減少61百万円等によるものであります。

（負債）

流動負債は、前事業年度末に比べて49.9%減の1,297百万円となりました。これは主に短期借入金の減少250百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少474百万円、未払費用の減少250百万円等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて88.8%減の230百万円となりました。これは主に繰り上げ返済を含む長期借入金の減少1,459百万円、退職給付引当金の減少143百万円、資産除去債務（長期）の減少139百万円等によるものであります

（純資産）

純資産は、前事業年度末に比べて1,756百万円減少し、143百万円の債務超過となりました。これは主に利益剰余金の減少1,763百万円によるものであります。

経営成績の分析

前述の「1 業績等の概要」をご参照ください。

キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の当事業年度末残高は200百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は968百万円となりました。主な要因は税引前当期純損失1,735百万円に対し、たな卸資産の減少1,280百万円、その他の流動負債の減少682百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は828百万円となりました。主な要因は有形固定資産の売却による収入460百万円、敷金及び保証金の回収424百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は2,183百万円となりました。これは借入金の返済による支出2,183百万円によるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの設備投資等の概要については以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

第39期事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

雑貨屋ブルドッグでは、小売事業において主に賃借店舗によって店舗展開しており、当事業年度の設備投資は既存店舗の業態変更及びシステム入替等によるものであります。

設備投資の総額 160百万円

重要な設備の新設等 該当事項はありません。

なお、当事業年度において店舗の閉鎖及び遊休資産の売却等により、土地366百万円、建物及び構築物を80百万円、什器備品その他資産を16百万円をそれぞれ除却および売却しております。

アクサス

第10期事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

アクサスでは、小売事業において主に賃借店舗によって多店舗展開しており、当事業年度は新規出店を1店舗しております。

当事業年度より、株式会社雑貨屋ブルドッグの店舗をアクサスの販売管理システムで管理するようになっております。そのための設備投資額は99百万となりました。

なお、重要な資産の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの主要な設備の状況については以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

平成27年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	売場面積 (㎡)	帳簿価額(千円)				従業員 数 (人)	
			建物及び 構築物	什器備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
静岡県 4店舗	店舗	1,298.33 (587.40)	85,060	23,868	138,892 (2,929.46) [2,007.80]	-	247,821	9 (11)
愛知県 1店舗	店舗	(429.00)	-	-	-	-	-	1 (3)
三重県 1店舗	店舗	(389.40)	4,627	4,669	-	-	9,297	2 (3)
滋賀県 1店舗	店舗	(495.00)	-	0	-	-	0	2 (1)
大阪府 1店舗	店舗	(198.71)	825	578	-	-	1,404	2 (1)
兵庫県 1店舗	店舗	(825.00)	13,726	12,557	(2,583.40)	-	26,283	2 (5)
大阪事務所 (大阪市中央区)	事務所	-	-	1,733	-	3,187	4,920	7 (1)
青山事務所 (東京都港区)	事務所	-	-	-	-	-	-	1 (-)
浜松事務所 (浜松市東区)	事務所	-	-	-	-	0	0	3 (1)
旧四日市北店貸店舗 (三重県四日市市)	賃貸物件	-	18,489	-	(2,328.15)	-	18,489	-
旧四日市中央店 貸店舗 (三重県四日市市)	賃貸物件	-	3,204	-	(1,974.40)	-	3,204	-
旧滝の水店貸店舗 (名古屋市長区)	賃貸物件	-	1,377	-	(899.04)	-	1,377	-
旧篠ヶ瀬店貸店舗 (浜松市東区)	賃貸物件	-	-	-	(1,341.89)	-	-	-
旧城山店貸店舗 (相模原市長区)	賃貸物件	-	540	-	(3,007.04)	-	540	-
旧柏崎店貸物件 (新潟県柏崎市)	賃貸物件	-	-	-	(3,122.00)	-	-	-
旧磐田店貸店舗 (静岡県磐田市)	賃貸物件	-	-	-	124,032 (-) [1,945.61]	-	124,032	-
旧西新発田店 貸店舗 (新潟県新発田市)	賃貸物件	-	-	-	(1,851.00)	-	-	-
旧林店貸店舗 (神奈川県厚木市)	賃貸物件	-	-	-	(720.00)	-	-	-
旧元八王子店 貸店舗 (東京都八王子市)	賃貸物件	-	-	-	(1,478.12)	-	-	-
貸家 (東京都中野区)	賃貸物件	-	1,672	-	9,104 (-) [16.16]	-	10,776	-
貸家 (浜松市中区)	賃貸物件	-	2,394	-	13,343 (-) [181.81]	-	15,738	-
その他	その他	-	2,369	3,885	-	-	6,254	1 (-)
合計		1,298.33 (2,924.51)	134,289	47,292	285,373 (22,234.50) [4,151.38]	3,187	470,142	30 (26)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであり、建設仮勘定は含まれておりません。

2. 売場面積のうち()内の数値は賃借面積を外書で表示しております。

3. 土地面積のうち()内の数値は賃借面積を、[]内の数値は自社所有面積をそれぞれ外書で表示しており、ビルのテナントとなっている店舗は省いて表示しております。

4. 従業員数の()内の数値はアルバイト、パート数を外書で表示しております。

5. 旧四日市北店、旧滝ノ水店、旧篠ヶ瀬店、旧城山店、旧四日市中央店、旧柏崎店、旧磐田店、旧西新発田店、旧林店、旧元八王子店は賃貸中であります。

6. その他には、全社共通のサーバー・ネットワーク機器等が含まれております。

7. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

8. 全事業に占める卸売事業の割合が僅少の為、セグメント名称は記載しておりません。

アクサ

平成27年8月31日現在

セグメント 区分	所在地	事業 所数	面積(m ²)		帳簿価額(千円)					従業員 数 (人)
			土地	土地	建物及び 構築物	機械装置 及 び運搬具	器具及び 備品	リース資 産	合計	
小売事業 (店舗)	大阪府	1	(193.28) 193.28	-	-	-	6,455	-	6,455	- (6)
	兵庫県	4	(2,457.30) 2,457.30	-	76,341	-	25,908	-	102,249	13 (53)
	徳島県	19	(45,466.36) 56,978.94	1,714,612	618,191	602	74,458	-	2,407,864	98 (174)
	香川県	5	(8,711.93) 9,543.46	44,848	210,859	-	30,009	-	285,717	12 (40)
小計		29	(56,828.87) 69,172.98	1,759,460	905,392	602	136,830	-	2,802,286	123 (273)
卸売事業	東京都	1	-	-	-	-	0	-	0	1 (-)
	大阪府	1	-	-	-	-	172	-	172	1 (-)
	徳島県	1	1,001.06	49,802	4,930	-	2,529	-	57,263	7 (5)
小計		3	1,001.06	49,802	4,930	-	2,702	-	57,436	9 (5)
不動産賃貸	大阪府	1	284.94	147,844	166,094	-	1,917	-	315,856	- (-)
	徳島県	3	(9,097.73) 9,097.73	-	29,389	-	26	-	29,415	- (-)
	香川県	1	(18,978.17) 19,953.17	40,909	243,494	-	234	-	284,638	- (-)
徳島本社	徳島県	1	2,667.34	499,059	53,676	3,936	68,131	7,552	632,357	49 (19)
福利厚生 施設	兵庫県		4.67	139	5,497	-	-	-	5,636	- (-)
合計			(84,904.77) 102,181.89	2,497,216	1,408,475	4,539	209,843	7,552	4,127,627	181 (297)

(注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 土地面積のうち()内の数値は賃借面積を内数で表示しており、ビルのテナントとなっている店舗・事務所は省いて表示しております。

3. 従業員数の()内の数値は嘱託、アルバイト、パート数を外書で表示しております。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 上記の金額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの設備の新設、除却等の計画については以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

雑貨屋ブルドッグの設備投資については、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。なお、平成27年8月31日現在の重要な設備の新設等の計画は、次のとおりであります。

(1)重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2)重要な改修

該当事項はありません。

(3)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

アクセス

アクセスの設備投資については、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。なお、平成27年8月31日現在の重要な設備の新設等の計画は、次のとおりであります。

(1)重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月		増床予定 面積 (㎡)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
アレックススポーツ ツプルメール舞多 間店 (神戸市垂水区)	小売事業	店舗	25,000	5,634	自己資金	平成27年 7月	平成27年 9月	
合計			25,000	5,634				

(2)重要な改修

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月		増床予定 面積 (㎡)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
文具館チャーリー 鴨島店 (吉野川市)	小売事業	店舗	20,000		自己資金	平成27年 7月	平成27年 9月	
チャーリーサザン モール六甲店 (神戸市灘区)	小売事業	店舗	50,000		自己資金	平成27年 8月	平成27年 10月	
アレックスコン フォートサザン モール六甲 (神戸市灘区)	小売事業	店舗	20,000		自己資金	平成27年 9月	平成27年 10月	
合計			90,000					

(注) 1. 投資予定金額には敷金・保証金が含まれております。

2. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

3. 着手及び完了予定年月の「着手」には、店舗建設又は改装工事の始期を記載しております。

(3)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種 類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,258,453株	東京証券取引所市場JASDAQ（スタンダード）市場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	32,258,453株		

(注) 雑貨屋ブルドッグの発行済株式総数10,260,500株（平成27年8月末時点）、アクサスの発行済株式総数2,000,000株（平成27年8月末時点）を前提として算出しております。ただし、雑貨屋ブルドッグは、本株式移転の効力発生までに、雑貨屋ブルドッグが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成27年8月末時点で雑貨屋ブルドッグが有する自己株式（2,047株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成28年3月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額(百万 円)	資本準備金 残高(百万 円)
平成28年 3月1日	32,258,453	32,258,453	50	50	50	50

(注) 雑貨屋ブルドッグの発行済株式総数10,260,500株（平成27年8月末時点）、アクサスの発行済株式総数2,000,000株（平成27年8月末時点）を前提として算出しております。ただし、雑貨屋ブルドッグは、本株式移転の効力発生までに、雑貨屋ブルドッグが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成27年8月末時点で雑貨屋ブルドッグが有する自己株式（2,047株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクセスの平成27年8月31日現在の所有者別状況については、以下のとおりであります。

雑貨屋ブルドッグ

平成27年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	18	25	7	12	3,542	3,607	-
所有株式数（単元）	-	3,733	6,789	33,247	285	312	58,221	102,587	1,800
所有株式数の割合（%）	-	3.64	6.62	32.40	0.28	0.30	56.76	100.00	-

（注）自己株式2,047株は、「個人その他」に20単元及び「単元未満株式の状況」に47株含めて記載しております。

アクセス

平成27年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）		単元未満株式の状況（株）
	個人その他	計	
株主数（人）	1	1	-
所有株式数（株）	2,000,000	2,000,000	-
所有株式数の割合（%）	100.00	100.00	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの平成27年8月31日現在の発行済株式についての議決権の状況については、以下のとおりであります。

雑貨屋ブルドッグ

平成27年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,256,700	102,567	
単元未満株式	普通株式 1,800		
発行済株式総数	10,260,500		
総株主の議決権		102,567	

アクサス

平成27年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	2,000,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	2,000,000		
総株主の議決権		2,000,000	

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成28年3月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの平成27年8月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

平成27年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)
株式会社 雑貨屋ブルドッグ	静岡県浜松市 中区鴨江町二 丁目57番28号	2,000		2,000	0.02
計		2,000		2,000	0.02

アクサス

平成27年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合 (%)

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

新設会社であるため、未定であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、株主総会の決議により定める予定であります。また、中間配当（会社法454条第5項の規定による剰余金の配当）につきましては、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款において定める予定であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグの株価の推移は以下のとおりであります。なお、当社の完全子会社となるアクサスは非上場であるため株価の推移はありません。

雑貨屋ブルドッグ

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	平成23年 8 月	平成24年 8 月	平成25年 8 月	平成26年 8 月	平成27年 8 月
最高（円）	246	383	327	276	186
最低（円）	112	191	196	128	37

（注）最高・最低株価は平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるもの、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）によるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

当社は新設会社であるため、当社においては株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグの株価の推移は以下のとおりであります。なお、当社の完全子会社となるアクセスは非上場であるため株価の推移はありません。

雑貨屋ブルドッグ

月別	平成27年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
最高（円）	93	98	71	74	65	57
最低（円）	71	66	62	37	43	43

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場におけるものであります。

5【役員の状況】

平成28年3月1日現在の当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

男性7名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役 職 名	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	任 期	(1)所有する当社の 株式数(千株) (2)所有するアクセス の株式数(千株) (3)割り当てられる共 同持株会社の株式 数(千株)
代 表 取 締 役 社 長	久 岡 卓 司 (昭和48年1月25日生)	平成8年4月 株式会社四国銀行入行 平成13年6月 シンクス株式会社 (現ノヴィル株式会社)取締役 平成18年4月 アクセス株式会社設立 代表取締役社長(現任) 平成20年6月 ACサポート株式会社 代表取締役社長(現任) 平成25年4月 ACリアルエステート株式会社 代表取締役社長(現任) 平成25年7月 株式会社雑貨屋ブルドッグ 代表取締役社長(現任)	(注3)	(1) - (2) 2,000 (3) 22,000
取 締 役 (経営管理統括)	細 見 克 行 (昭和28年4月3日生)	昭和51年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成19年4月 泰盛貿易株式会社入社 平成22年6月 フジアルテ株式会社入社 平成24年8月 株式会社ニシケン入社 平成25年7月 株式会社雑貨屋ブルドッグ財務顧問 平成25年11月 株式会社雑貨屋ブルドッグ 取締役経営企画室室長 平成26年1月 株式会社雑貨屋ブルドッグ 取締役執行役員経営企画室室長 経営企画統括(現任)	(注3)	(1) - (2) - (3) -
取 締 役 (システム統括)	鎌 田 雅 人 (昭和39年2月10日生)	昭和62年12月 株式会社総合情報開発入社 平成4年4月 株式会社ジェー・シー・イー四国入社 平成5年9月 シンクス株式会社(現ノヴィル株式会 社)入社 平成18年8月 アクセス株式会社入社 平成25年4月 アクセス株式会社システム部副部長 平成25年9月 株式会社雑貨屋ブルドッグ 執行役員システム部部长 平成25年11月 株式会社雑貨屋ブルドッグ 取締役執行役員システム部部长 システム統括(現任) 平成26年4月 アクセス株式会社システム部 部長(現任)	(注3)	(1) - (2) - (3) -
取 締 役	大 西 雅 也 (昭和49年5月14日生)	平成9年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法 人トーマツ)入所 平成18年8月 大西雅也公認会計士・税理士事務所 開所 所長(現任) 平成20年3月 株式会社ブレイントラスト 代表取締役(現任) 平成22年9月 株式会社ベクトルワン 社外取締役(現任) 平成23年6月 サンキン株式会社 社外監査役(現任) 平成26年10月 不二印刷株式会社 社外監査役(現任) 平成26年11月 株式会社雑貨屋ブルドッグ 社外監査役(現任)	(注1, 3)	(1) - (2) - (3) -

役 職 名	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	任 期	(1)所有する当社の 株式数(千株) (2)所有するアクセス の株式数(千株) (3)割り当てられる共 同持株会社の株式 数(千株)
監 査 役 (常 勤)	福 井 章 二 (昭和31年2月24日生)	平成元年4月 ミリオン商事株式会社入社 平成3年1月 シンクス株式会社 (現ノヴィル株式会社)入社 平成18年4月 アクセス株式会社入社 平成23年12月 アクセス株式会社 HBC事業部副部長 平成25年4月 アクセス株式会社営業推進部部長 平成26年6月 株式会社雑貨屋ブルドッグ 執行役員営業推進部部長 平成27年5月 アクセス株式会社 総務部部長(現任)	(注4)	(1) - (2) - (3) -
監 査 役	松 村 秀 雄 (昭和25年4月1日生)	昭和48年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成12年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法 人トーマツ)入所 ディレクター 平成25年6月 アクセス株式会社 顧問(現任)	(注2, 4)	(1) - (2) - (3) -
監 査 役	堀 本 昌 義 (昭和37年10月30日生)	昭和61年9月 株式会社スリーズン入社 平成2年6月 株式会社日本広告入社 平成3年10月 有限会社マットプランニング入社 平成22年1月 株式会社オフィス・リゴレット 代表取締役(現任) 平成23年11月 株式会社雑貨屋ブルドッグ 社外監査役(現任)	(注2, 4)	(1) - (2) - (3) -
合 計				(1) - (2) 2,000 (3) 22,000

- (注) 1. 取締役大西雅也は、社外取締役であります。
2. 監査役松村秀雄及び堀本昌義は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年3月1日である当社の設立の日より、平成28年8月期に係る定時株主総会の終結の時までとなっております。
4. 監査役の任期は、平成28年3月1日である当社の設立の日より、平成31年8月期に係る定時株主総会の終結の時までとなっております。
5. 所有する雑貨屋ブルドッグ又はアクセスの株式数は、平成27年8月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。したがって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。
6. 役職及び職名は、本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人については、京都監査法人を予定しております。

内部監査及び監査役監査

内部監査については、内部監査に係る人員数は未定であります。組織、制度及び業務が法令や社内規定等に從い、適切かつ有効に運用されているかを監査する予定です。監査役監査については、3名（内常勤1名）で実施することを予定しております。

また、監査役は定期的に内部監査担当と意見交換等を行い、情報共有することで連携を図る予定です。

社外取締役及び社外監査役

(ア)社外取締役

社外取締役を1名選任する予定です。

社外取締役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

(イ)社外監査役

社外監査役は2名選任する予定です。

社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。ただし、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結までの期間の当社の取締役の報酬等の総額は100百万円以内とし、監査役の報酬等の総額は30百万円以内とする旨を定款（附則）で定める予定です。

取締役に関する定款の規定

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定める予定です。

監査役に関する定款の規定

当社の監査役は、5名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

また、当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含みます。）及び監査役（監査役であった者を含みます。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定です。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社は会計監査人として京都監査法人に委嘱する予定です。

【その他重要な報酬の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査役会において、監査計画にて予定される監査業務の日数、監査業務に係る人員数、当社監査に係る業務量等を総合的に勘案し、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証を行い、監査役会の同意を得て会計監査人の報酬等の額について決定致します。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスは該当する連結子会社が無く連結財務諸表等は作成していません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、雑貨屋ブルドッグの経理の状況については同社の有価証券報告書（平成26年11月26日提出）及び四半期報告書（平成27年1月14日、4月14日及び7月15日提出）をご参照下さい。また、平成27年8月期の有価証券報告書を平成27年11月30日に提出予定であります。

当社の完全子会社となるアクサスの経理の状況については「(3)その他、当社の完全子会社となる会社の財務諸表」をご参照下さい。

(2)【主な資産及び負債の内容】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるアクサスの資産及び負債の内容については、後述「(3)その他」の財務諸表に記載のとおりであります。詳細な内訳は有価証券報告書を作成していませんので、参照すべきものではありません。

また、同じく当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグにつきましては、以下のとおりです。

雑貨屋ブルドッグ

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	4,893
預金の種類	
当座預金	143
普通預金	195,020
定期預金	-
小計	195,164
合計	200,057

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
(株)ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	7,413
(株)ドン・キホーテ	4,482
(株)長崎屋	3,773
(株)焼津谷島屋	2,397
(株)プロス	2,360
その他	5,765
合計	26,191

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
41,599	528,338	543,746	26,191	95.4	23.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．商品

品目	金額（千円）
ファッション雑貨類	137,832
インテリア雑貨類	16,618
生活家庭雑貨類	24,097
ホビー・文具類	62,722
イベント・その他	1,351
合計	242,622

固定資産

イ．敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
大和情報サービス(株)	21,667
(株)K R T	15,835
(有)O G K 事務所	15,284
大和リース(株)	15,000
(有)阿蘇林産	14,300
その他	218,001
合計	300,088

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
アクサス(株)	17,024
(株)ハセ・プロ	578
丸眞(株)	471
(株)ナカジマコーポレーション	427
(株)ティーズファクトリー	389
その他	6,875
合計	25,944

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
Multi Thrive(株)	47,688
退職金確定給付額	22,163
未払事業税及び事業所税	8,937
山田ビジネスコンサルティング(株)	8,764
アクサス(株)	4,268
その他	19,526
合計	111,348

(3) 【その他】

当社の完全子会社となる会社の財務諸表

雑貨屋ブルドッグ

雑貨屋ブルドッグの経理の状況については同社の有価証券報告書（平成26年11月26日提出）及び四半期報告書（平成27年1月14日、4月14日及び7月15日提出）をご参照下さい。また、平成27年8月期の有価証券報告書を平成27年11月30日に提出予定であります。

アクサス

（当該財務諸表に対する会計監査に関する事項）

アクサスは有価証券報告書を作成しておらず、金融商品取引法に定める監査手続きは実施しておりません。以下記載のアクサス平成27年8月期財務諸表は会社法に定める計算書類等に基づいて作成しております。したがって、注記事項等につきましては、会社法に定める注記表等を利用しており、金融商品取引法に定められたものと記載内容が異なっております。

アクサスは基にした計算書類等について会社法監査を実施中であり、本有価証券届出書提出日現在において監査報告書は未受領であります。

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年8月31日)	当事業年度 (平成27年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,332,626	2,087,230
売掛金	478,266	410,892
商品	3,363,621	3,185,941
貯蔵品	3,980	2,350
前渡金	39,517	48,087
前払費用	49,326	47,847
預け金	67,410	113,710
未収入金	43,787	44,806
その他	11,009	2,131
貸倒引当金	8,693	7,696
流動資産合計	6,380,853	5,935,302
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,190,499	3,155,466
減価償却累計額	1,655,903	1,751,994
建物（純額）	1,534,596	1,403,472
構築物	348,359	345,603
減価償却累計額	303,929	309,741
構築物（純額）	44,429	35,862
機械及び装置	4,245	4,245
減価償却累計額	1,767	2,128
機械及び装置（純額）	2,477	2,116
車両運搬具	44,314	19,679
減価償却累計額	36,488	17,256
車両運搬具（純額）	7,825	2,422
什器備品	790,625	851,562
減価償却累計額	600,972	641,719
什器備品（純額）	189,652	209,843
リース資産	17,427	17,427
減価償却累計額	6,498	9,875
リース資産（純額）	10,929	7,552
土地	2,497,216	2,497,216
建設仮勘定	1,143	1,225
有形固定資産合計	4,288,271	4,159,713
無形固定資産		
借地権	30,296	30,296
商標権	3	-
ソフトウェア	91,833	137,304
リース資産	9,616	6,595
電話加入権	7,821	7,821
無形固定資産合計	139,572	182,018

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年 8月31日)	当事業年度 (平成27年 8月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	176,002	137,024
関係会社株式	1,066,841	164,900
長期前払費用	40,991	45,096
敷金及び保証金	453,498	462,357
保険積立金	6,468	-
貸倒懸念債権	8,853	9,424
その他	7,085	7,085
貸倒引当金	8,853	9,424
投資その他の資産合計	1,750,886	816,463
固定資産合計	6,178,730	5,158,194
資産合計	12,559,584	11,093,497
負債の部		
流動負債		
買掛金	707,402	689,984
短期借入金	4,473,000	4,255,000
1年内返済予定の長期借入金	1,442,408	1,414,896
1年内償還予定の社債	700,000	
リース債務	65,256	57,282
未払金	226,839	230,952
未払法人税等	8,499	33,596
未払消費税等	68,542	31,539
前受金	13,777	15,106
預り金	6,917	6,606
賞与引当金	24,800	26,300
ポイント引当金	24,007	22,119
その他	12,472	5,563
流動負債合計	7,773,923	6,788,947
固定負債		
長期借入金	2,682,514	2,262,618
リース債務	123,005	74,492
受入保証金	208,727	197,519
資産除去債務	73,049	74,511
繰延税金負債	22,420	24,798
固定負債合計	3,109,717	2,633,939
負債合計	10,883,640	9,422,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	900,000
資本剰余金		
資本準備金	-	400,000
資本剰余金合計	-	400,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,162,783	350,073
利益剰余金合計	1,162,783	350,073
株主資本合計	1,662,783	1,650,073
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,160	20,536
評価・換算差額等合計	13,160	20,536
純資産合計	1,675,943	1,670,610
負債純資産合計	12,559,584	11,093,497

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)	当事業年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)
売上高		
商品売上高	14,394,184	13,176,157
不動産賃貸収入	152,575	168,727
その他	33,459	45,000
売上高合計	14,580,220	13,389,884
売上原価		
商品期首たな卸高	3,737,723	3,363,621
当期商品仕入高	10,525,238	9,718,482
合計	14,262,961	13,082,103
外注加工費	6,715	4,771
商品期末たな卸高	3,363,621	3,185,941
商品売上原価	10,906,056	9,900,932
不動産賃貸原価	95,060	100,473
売上原価	11,001,116	10,001,406
売上総利益	3,579,103	3,388,477
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	225,305	210,569
販売促進費	29,410	35,262
輸送費	95,925	92,392
役員報酬	35,600	57,100
給料及び手当	1,079,385	1,004,525
賞与引当金繰入額	24,800	26,300
法定福利費	153,615	145,500
福利厚生費	45,853	29,114
採用費	10,563	7,826
消耗品・修繕費	121,228	101,977
支払手数料	158,421	177,532
賃借料	508,182	475,511
物流費	120,409	136,561
減価償却費	236,938	209,994
旅費交通費	48,371	39,742
水道光熱費	222,385	204,149
租税公課	70,595	69,935
貸倒引当金繰入額	436	-
その他	104,797	115,353
販売費及び一般管理費合計	3,292,226	3,139,351
営業利益	286,877	249,126
営業外収益		
受取利息	2,943	8,988
受取配当金	1,300	1,435
受取保険金	1,508	15,199
商標使用料	6,833	4,356
システム使用料	2,758	23,866
デリバティブ評価益	3,712	-
為替差益	-	1,243
その他	16,488	17,976
営業外収益合計	35,545	73,066
営業外費用		
支払利息	164,703	137,686
貸倒引当金繰入額	8,117	-
その他	14,470	3,711
営業外費用合計	187,291	141,397
経常利益	135,131	180,795
特別利益		
固定資産売却益	366	1,378
貸倒引当金戻入額	-	105
ポイント引当金戻入額	14,952	1,888
その他	60	60
特別利益合計	15,379	3,431
特別損失		
固定資産売却損	-	2
固定資産除却損	4,465	5,385
減損損失	-	50,443
関係会社株式評価損	-	901,941
資産除去債務	10,632	-
特別損失合計	15,098	957,773
税引前当期純利益	135,412	773,545
法人税、住民税及び事業税	17,613	29,632
法人税等調整額	7,684	1,268
法人税等合計	25,297	28,363
当期純利益	110,114	801,909

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	500,000	1,232,668	1,232,668	1,732,668
当期変動額				
剰余金の配当		180,000	180,000	180,000
当期純利益		110,114	110,114	110,114
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	69,885	69,885	69,885
当期末残高	500,000	1,162,783	1,162,783	1,662,783

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,418	3,418	1,736,086
当期変動額			
剰余金の配当			180,000
当期純利益			110,114
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	9,742	9,742	9,742
当期変動額合計	9,742	9,742	60,143
当期末残高	13,160	13,160	1,675,943

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	500,000			1,162,783	1,162,783
当期変動額					
新株の発行	400,000	400,000	400,000		
剰余金の配当				10,800	10,800
当期純利益				801,909	801,909
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）					
当期変動額合計	400,000	400,000	400,000	812,709	812,709
当期末残高	900,000	400,000	400,000	350,073	350,073

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,662,783	13,160	13,160	1,675,943
当期変動額				
新株の発行	800,000			800,000
剰余金の配当	10,800			10,800
当期純利益	801,909			801,909
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）		7,376	7,376	7,376
当期変動額合計	12,709	7,376	7,376	5,333
当期末残高	1,650,073	20,536	20,536	1,670,610

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)	当事業年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	135,412	773,545
減価償却費	236,938	237,542
減損損失	-	50,443
関係会社株式評価損	-	901,941
投資有価証券解約損	-	1,975
資産除去債務適用に伴う影響額	10,632	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	8,554	426
賞与引当金の増減額（ は減少）	20,100	1,500
ポイント引当金の増減額（ は減少）	14,952	1,888
閉店損失引当金の増減額（ は減少）	19,152	-
受取利息及び受取配当金	4,244	10,423
支払利息	164,703	137,686
為替差損益（ は益）	12,659	1,243
デリバティブ評価損益（ は益）	3,712	-
固定資産売却損益（ は益）	366	1,375
固定資産除却損	16,613	5,385
売上債権の増減額（ は増加）	29,919	66,803
たな卸資産の増減額（ は増加）	370,121	179,309
仕入債務の増減額（ は減少）	46,523	17,418
未払消費税等の増減額（ は減少）	66,509	37,003
その他の流動資産の増減額（ は増加）	1,587	42,005
その他の流動負債の増減額（ は減少）	1,738	3,100
その他の固定負債の増減額（ は減少）	-	1,461
その他	-	23,027
小計	879,847	718,644
利息及び配当金の受取額	4,244	10,423
利息の支払額	164,101	137,097
法人税等の支払額	85,699	30,352
営業活動によるキャッシュ・フロー	634,290	561,618
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	914,564	991,990
定期預金の払戻による収入	950,759	991,935
有形固定資産の取得による支出	60,498	108,432
有形固定資産の売却による収入	366	4,110
無形固定資産の取得による支出	27,688	95,669
投資有価証券の取得による支出	-	99,920
投資有価証券の解約による収入	-	147,945
敷金及び保証金の支払による支出	530	11,429
敷金及び保証金の返還による収入	7,560	2,570
出資金の減少による収入	10	-
預り保証金の増加による収入	4,278	10,428
預り保証金の返還による支出	22,652	21,635
その他	5,973	3,528
投資活動によるキャッシュ・フロー	68,931	175,616
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	335,000	218,000
長期借入れによる収入	550,000	-
長期借入金の返済による支出	476,068	447,408
リース債務の借入れによる収入	-	9,357
リース債務の返済による支出	64,031	65,844
株式発行による収入	-	800,000
社債償還による支出	300,000	700,000
配当金の支払額	180,000	10,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	135,099	632,695
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,659	1,243
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	417,599	245,450
現金及び現金同等物の期首残高	1,548,856	1,966,455
現金及び現金同等物の期末残高	1,966,455	1,721,004

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券・・・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

ただし、セルバ事業部については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・20～34年

什器備品・・・5～8年

無形固定資産・・・定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における（リース資産を除く）利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

ポイント引当金・・・ポイントカードの利用により付与されたポイントの将来の使用に備えるため、利用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額のうち費用負担相当額を計上しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。

6. 消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
定期預金	234,795千円	234,831千円
土地	2,220,313千円	2,220,313千円
建物	724,023千円	700,552千円
投資有価証券	77,391千円	86,526千円
関係会社株式	1,066,841千円	164,900千円
計	4,323,364千円	3,407,124千円

(2)担保に係る債務

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)
買掛金	4,755千円	2,986千円
短期借入金	3,723,000千円	3,605,000千円
長期借入金	3,775,016千円	3,395,974千円
計	7,502,771千円	7,003,960千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務		
前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		
短期金銭債権	67,839千円	
短期金銭債務	717千円	
当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)		
短期金銭債権	21,139千円	
短期金銭債務	35,695千円	
3. 取締役に対する金銭債権債務		
前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		
金銭債務	700,000千円	
当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)		
該当事項はありません。		
4. 有形固定資産の減価償却累計額		
前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)		
有形固定資産の減価償却累計額	2,605,559千円	
当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)		
有形固定資産の減価償却累計額	2,732,714千円	

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

前事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)	
営業取引による取引高	
売上高	870,518千円
仕入高	1,795千円
販売費及び一般管理費	19,310千円
営業外取引による取引高	
その他	11,151千円
当事業年度(自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日)	
営業取引による取引高	
売上高	308,170千円
営業費用	30,339千円
営業取引以外の取引高	
固定資産の購入	42,476千円
その他	29,782千円

2. 減損損失

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

アクセスはキャッシュ・フローを生み出す最小単位について、各店舗及び各賃貸資産を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて減損を認識し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途 店舗

場所 徳島県2店、香川県1店、大阪府1店 計4店

種類 建物、構築物

金額 50,443千円減損損失の内訳は以下のとおりであります。

建物	50,036千円
----	----------

構築物	407千円
-----	-------

なお、当該資産グループごとの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のうち、いずれか高い方の金額により測定しております。正味売却価額については、固定資産税評価額に基づき算定しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスである為、回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の総数に関する事項

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,800,000			1,800,000
合計	1,800,000			1,800,000

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,800,000	200,000		2,000,000
合計	1,800,000	200,000		2,000,000

2. 剰余金の配当に関する事項

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年11月22日 定時株主総会	普通株式	180,000千円	100円	平成25年 8月31日	平成25年 11月23日

当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,800千円	6円	平成26年 8月31日	平成26年 11月27日

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年11月26日 定時株主総会	普通株式	10,800千円	6円	平成26年 8月31日	平成26年 11月27日

当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度	当事業年度
	（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）	（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）
繰延税金資産		
たな卸資産	30,636千円	33,629千円
関係会社株式	- 千円	319,106千円
減損損失	268,146千円	270,095千円
資産除去債務	26,736千円	26,362千円
繰越欠損金	986,276千円	894,648千円
その他	30,139千円	32,796千円
繰延税金資産小計	1,341,935千円	1,576,639千円
評価性引当額	1,341,935千円	1,576,639千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
その他	22,420千円	24,798千円
繰延税金負債合計	22,420千円	24,798千円
繰延税金資産の純額	22,420千円	24,798千円

（リース取引関係）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、什器備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

アクセスでは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用を行い、主に短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用状況を把握し定期的に与信限度額の設定・見直しを行い、取引先ごとの期日及び残高管理をするとともに主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制を取っております。

投資有価証券・関係会社株式は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金、運転資金にかかるものであり、長期借入金は主に設備投資にかかるものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

平成26年8月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)現金及び預金	2,332,626	2,332,626	-
(2)投資有価証券	176,002	176,002	-
(3)関係会社株式	1,066,841	501,296	565,545
(4)短期借入金	4,473,000	4,473,000	-
(5)長期借入金	4,124,922	4,145,460	20,538
(6)社債	700,000	700,000	-

(注) 1. 長期借入金は、1年以内に返済するものを含めて表示しております

2. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは、短期に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

(3) 関係会社株式

これらの時価については取引所の価格によっております。

(4) 短期借入金

これらは、短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率によって算定する方法によっております。

(6) 社債

これらは、短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日）

平成27年8月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)現金及び預金	2,087,230	2,087,230	-
(2)投資有価証券	137,024	137,024	-
(3)関係会社株式	164,900	164,900	-
(4)短期借入金	4,255,000	4,255,000	-
(5)長期借入金	3,677,514	3,705,847	28,333

(注) 1. 長期借入金は、1年以内に返済するものを含めて表示しております

2. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは、短期に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

(3) 関係会社株式

これらの時価については取引所の価格によっております。

(4) 短期借入金

これらは、短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率によって算定する方法によっております。

【関連当事者情報】

役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日）

種類	会社等の名称 または氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員 主要株主	久岡 卓司	被所有 直接100%	アクサス 代表取締役	資金借入に 対する債務保証	14,771,000千円	-	-
				社債の発行 (注)	-千円	1年内 償還予定 の社債	700,000 千円
				社債の償還	300,000千円		
				社債利息の 支払(注)	33,000千円	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。社債の返済条件は、期間1年の一括償還となっております。

当事業年度（自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日）

種類	会社等の名称 または氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員 主要株主	久岡 卓司	被所有 直接100%	アクサス 代表取締役	資金借入に 対する債務保証	14,531,000千円	-	-
				社債の買入消 却	700,000千円	-	-
				社債利息の 支払(注)	11,736千円	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)	当事業年度 (自 平成26年 9月 1日 至 平成27年 8月31日)
1株当たり純資産額	931.07円	835.30円
1株当たり当期純損益金額	61.17円	400.95円

(重要な後発事象)

株式移転による共同持株会社の設立

アクサスは、株式会社雑貨屋ブルドッグ（以下、「雑貨屋ブルドッグ」といいます。）と共同株式移転の方法に基づく完全親会社（共同持株会社）の設立（以下、「本株式移転」といいます。）による経営統合の協議を開始することについて、平成27年4月14日において基本合意書を締結し、その後協議を重ねてまいりました。その結果、平成27年10月15日取締役の決定に基づき、平成28年3月1日（予定）を以て、雑貨屋ブルドッグと共同持株会社となる「アクサスホールディングス株式会社」を設立することに合意し、平成27年10月15日においてアクサスと雑貨屋ブルドッグは「経営統合契約書」を締結致しました。

1. 本株式移転による経営統合の目的

アクサスと雑貨屋ブルドッグは平成25年4月15日付で資本業務提携を締結し、商品の相互供給、物流拠点の相互活用、店舗出店、人材交流、雑貨屋ブルドッグのFC店舗としての出店の検討を開始し、両社の相互協力体制となりました。しかし、雑貨屋ブルドッグにおいて、不適切な会計処理の発覚により平成24年8月期から既に赤字転落しており、事業全体が急激に悪化していることが明らかになりました。その後、アクサスが協力しながら、在庫過多の是正、積極的な業態転換、業績改善が見込めない不採算店舗の撤退、マーチャンダイジングの刷新等の並行実施を図りましたが、一度離れた顧客を呼び戻すには至らず、現在の営業店舗数は10店舗を切る状況となっております。

アクサスも出来る限り尽力致しましたが、平成27年8月期において雑貨屋ブルドッグが債務超過となり、雑貨屋ブルドッグ単体では今後も債務超過の解消は難しく上場の維持が困難な状態となっております。アクサスといったしましては、今後事業拡大を行っていくにあたりFC店舗の維持や、収益事業化を重要なものと位置づけ、引き続き支援を行っていくものでございます。

両社が共同持株会社のも一体となることで、情報システムの相互利用や雑貨屋ブルドッグの管理コストの抜本的な削減にもつながります。これらの施策、残存資源を生かすことにより企業価値を最大化させ、アクサスを含むグループ企業としての更なる発展が可能であると考えております。

2. 本株式移転の要旨

本株式移転の方法

アクサス及び雑貨屋ブルドッグを株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

株式移転比率

	アクサス	雑貨屋ブルドッグ
株式移転比率	11	1

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

アクサスの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式11株を、雑貨屋ブルドッグの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付致します。

なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払致します。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株と致します。

(注3) 共同株式会社が交付する新株式数

普通株式 32,258,453株

アクサスの発行済株式総数2,000,000株（平成27年8月末時点）、雑貨屋ブルドッグの発行済株式総数10,260,500株（平成27年8月末時点）を前提として算出しております。ただし、雑貨屋ブルドッグは、本株式移転の効力発生までに、雑貨屋ブルドッグが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成27年8月末時点で雑貨屋ブルドッグが有する自己株式（2,047株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。

3. 本株式移転により新たに設立予定の会社（共同持株会社）の概要

名 称	アクサスホールディングス株式会社 (英文名 : AXAS HOLDINGS CO., LTD.)
所 在 地	徳島県徳島市
代表者の役職・氏名	代表取締役 久岡 卓司
事 業 内 容	化粧品、生活雑貨、スポーツギア、アウトドアギア、酒類等の小売及び酒類、化粧品、ファッション雑貨等の輸入卸等を行う子会社の経営管理及びそれに付帯又は関連する事業等
資 本 金	50,000,000円（予定）

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,190,499	19,721	54,754 (50,036)	3,155,466	1,751,994	100,563	1,403,472
構築物	348,359	312	3,067 (407)	345,603	309,741	8,124	35,862
機械及び装置	4,245	-	-	4,245	2,128	360	2,116
車両運搬具	44,314	-	24,635	19,679	17,256	2,667	2,422
什器備品	790,625	87,504	26,567	851,562	641,719	65,430	209,843
リース資産	17,427	-	-	17,427	9,875	3,376	7,552
土地	2,497,216	-	-	2,497,216	-	-	2,497,216
建設仮勘定	1,143	10,017	9,934	1,225	-	-	1,225
有形固定資産計	6,893,831	117,555	118,959 (50,443)	6,892,427	2,732,714	180,524	4,159,713
無形固定資産							
借地権	30,296	-	-	30,296	-	-	30,296
商標権	151	-	-	151	151	3	-
ソフトウェア	205,318	95,669	11,318	289,669	152,364	47,289	137,304
リース資産	17,546	-	-	17,546	10,950	3,021	6,595
電話加入権	7,821	-	-	7,821	-	-	7,821
無形固定資産計	261,133	95,669	11,318	345,484	163,466	50,314	182,018
長期前払費用	61,232	811	1,955	60,088	55,654	6,703	4,434

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

什器備品 新規出店に伴う取得 38,177千円
販売管理システムサーバ入替 17,500千円
ソフトウェア 販売管理システム改修 82,307千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具 リース変更による売却 23,385千円
什器備品 台風被害による除却 17,387千円

3. 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,473,000	4,255,000	1.36	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,442,408	1,414,896	1.71	-
1年以内に返済予定のリース債務	65,256	57,282	2.17	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,682,514	2,262,618	1.67	平成28年～ 平成36年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	123,005	74,492	2.30	平成28年～ 平成33年
合計	8,786,184	8,064,288	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	318,757	341,290	309,556	296,148

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	17,547	17,120	320	17,226	17,120
賞与引当金	24,800	26,300	24,800	-	26,300
ポイント引当金	24,007	22,119	-	24,007	22,119

(注) 貸倒引当金及びポイント引当金の当期減少額（その他）は洗替による減少であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により省略しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
株券の種類	該当事項はありません
剰余金の配当の基準日	8月31日、2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱東京UFJ信託銀行株式会社 未定
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません

- (注) 1 当社の普通株式は、東京証券取引所へ上場申請手続を行い、平成28年3月1日にJASDAQ（スタンダード）市場に上場する予定であります。
- 2 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。
- 3 当社の特別口座は現時点でございませんので取扱場所の記載を省略致しております。

第7【提出会社の参考情報】**1【提出会社の親会社等の情報】**

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

5【注記事項】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

1【組織再編成対象会社が提出した書類】

(1)【有価証券報告書及びその添付書類】

雑貨屋ブルドッグ

事業年度 第38期(自平成25年9月1日 至平成26年8月31日) 平成26年11月26日東海財務局長に提出。

アクセス

該当事項はありません。

(2)【四半期報告書又は半期報告書】

雑貨屋ブルドッグ

事業年度 第39期第1四半期(自平成26年9月1日 至平成26年11月30日) 平成27年1月14日東海財務局長に提出。

事業年度 第39期第2四半期(自平成26年12月1日 至平成27年2月28日) 平成27年4月14日東海財務局長に提出。

事業年度 第39期第3四半期(自平成27年3月1日 至平成27年5月31日) 平成27年7月15日東海財務局長に提出。

アクセス

該当事項はありません。

(3) 【臨時報告書】

雑貨屋ブルドッグ

「(1) 有価証券報告書及びその添付書類」の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年11月26日に東海財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成27年10月16日に東海財務局長に提出。

(4) 【訂正報告書】

雑貨屋ブルドッグ

該当事項はありません。

2 【上記書類を縦覧に供している場所】

雑貨屋ブルドッグ

株式会社雑貨屋ブルドッグ 本部

(大阪府大阪市中央区南本町一丁目3番15号)

株式会社雑貨屋ブルドッグ 本店

(静岡県浜松市中区鴨江二丁目57番25号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる雑貨屋ブルドッグ及びアクサスの平成27年8月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

雑貨屋ブルドッグ

平成27年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アクサス株式会社	徳島県徳島市山城西四丁目2番地	3,298	32.1
松本博行	兵庫県尼崎市	485	4.7
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	303	3.0
須田忠雄	群馬県桐生市	293	2.9
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	229	2.2
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	203	2.0
西田功	東京都あきる野市	180	1.8
袴田義一	浜松市東区	140	1.4
久保田正明	神奈川県小田原市	130	1.3
滝原明	茨城県行方市	107	1.0
計		5,368	52.3

アクサス

平成27年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
久岡卓司	徳島県徳島市	2,000	100.0
計	-	2,000	100.0

（当期連結財務諸表に対する監査報告書）

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成28年3月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

（当期財務諸表に対する監査報告書）

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成28年3月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。